

1 国際共同研究事業

【令和7年度予算概算決定額 18（17）百万円】

<対策のポイント>

持続可能な農業・食料システムに関する課題解決に向けた**国際的議論や政策決定へ、科学面から情報提供・政策提言を行うため、在外共同研究や国際会議の開催に対して支援**を行います。

<事業目標>

- 世界の食料安全保障の確立に向けた貢献
- 気候変動問題等地球的規模の課題への適切な対応

<事業の内容>

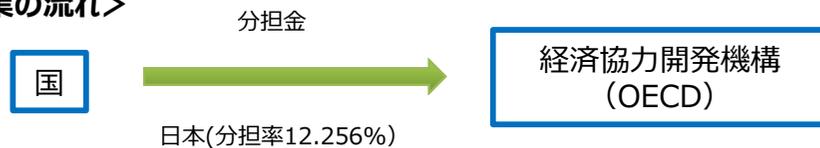
事業内容

持続可能な農業・食料システムに係る政策決定に資する、科学的知見の強化及びそれに立脚した情報提供・政策提言を行うことを目的として、事業参加国での**在外共同研究（フェローシップ）**や**国際会議（イベント）開催**への支援を行います。

これらを通じて、

1. 食料・農林水産分野の課題解決に向けた国際的議論や、OECD諸国における政策決定等に資するネットワークへの参画や貢献を可能とし、国際社会における我が国のプレゼンスが高まります。
2. 国外の得がたい先進的知見の取得や、我が国が得意とする研究分野での国際的なイニシアチブが発揮出来るとともに、新たな共同研究や研究ネットワークの創出を可能とします。

<事業の流れ>



※ 令和6年度の分担率。分担額は各参加国のGNP比に応じ一定の範囲で負担額が決められています。

<事業イメージ>

持続可能な農業・食料システムに係る3つのテーマに位置づけられる案件を公募し、採択された案件の実施を支援します。

- ① 自然資本の管理
- ② 結合した世界が複数のリスクに直面したときの強靱性の強化
- ③ 転換技術とイノベーション

在外共同研究（フェローシップ）

- 事業参加国における在外共同研究費用を支援
【在外派遣（最大6ヶ月間）に要する旅費・滞在費を支援】
 - ・原則として博士号取得後4年間の経験を有する者又は相当の専門知識をもつ者（年齢制限なし）
 - ・採択審査においては、科学的見地から見た質、OECDの役割や政策との関連性、分野横断的な視点を重視

国際会議（イベント）

- 事業参加国で開催される国際会議の開催経費を支援
【事業参加国からの講演者招へい費用と講演要旨集の発行費用を支援】
 - 政策立案者や担当者、企業、学会に対して科学的な提言のできる会議を対象

【お問い合わせ先】（1）輸出・国際局国際戦略グループ（03-6738-6155）
（2）農林水産技術会議事務局国際研究官室（03-3502-7466）

<対策のポイント>

種子の国際的統一基準の設定及び運用に参画し、種子の国際流通の円滑化を図ります。

<事業目標>

世界の食料安全保障の確立に向けた貢献

<事業の内容>

<事業イメージ>

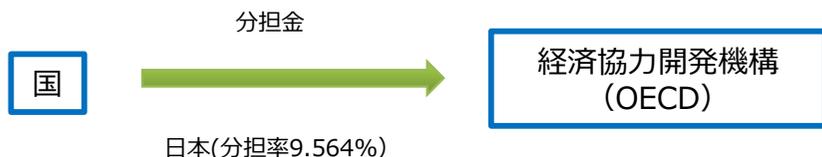
1. 背景/課題

農家が利用する飼料作物種子は、国内で育成された優良品種の原種子^{げんしゆし}（もと種子）を海外に輸出し、海外の採種地で増殖しています。このため、国際的に統一された基準によって、種子の生産・検査・品質の証明を行い、種子の国際流通の円滑化を図ることが重要となっています。

2. 事業概要

種子スキーム事業は、国際的に流通する種子の品質（特に遺伝的特性）を確保するための種子の生産・検査・品質の証明に関する国際的基準の検討、運用を行っています。このため、本事業に参加し、本制度により優良種子の円滑な国際流通を図るとともに、国際的に統一された基準で生産・管理された優良種子を国内農家へ安定的に供給します。

<事業の流れ>



※ 令和6年度の分担率。分担額は各参加国のGNP比に応じ一定の範囲で負担額が決められています。

我が国から海外の採種地に輸出して増殖させる予定の種子の品種をOECD事務局が管理するリストに登録



本スキームで規定された基準に基づく厳密な管理、検査を経て生産した原種子（もと種子）に品種証明を付し、我が国から海外の採種地へ輸出



海外の採種地において、もと種子を用いて増殖栽培する際には、本スキームで規定された基準に基づく厳密な管理、検査を行い、流通用種子の品種特性等を担保



海外の採種地において増殖された流通用種子に対し、品種証明を付し、我が国に輸入し、国内流通

飼料作物の国内育成品種の種子増殖は、本来の品種特性の変化が起こらないよう、種子スキームに基づく厳格な栽培管理・検査等を輸出入両国間で実施。

OECDラベル（左）と →
ラベルを付した荷口（右）



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局国際戦略グループ (03-6738-6155)
(2) 畜産局飼料課 (03-3502-5993)

<対策のポイント>

安価な農機流通による国内生産コスト低減に資するため、国際標準に係る議論に参画します。

<事業目標>

農業機械の効率的な輸出入の推進により、コスト低減や安定供給に貢献

<事業の内容>

- 農業機械の性能及び安全に係る国際基準を策定する場であるOECDトラクターコードに対して**分担金を拠出し**、我が国の標準との同等性を確保するため、議論の場に参画します。

【OECDトラクターコードに加盟する必要性】

OECDトラクターコードを脱退すると、

- 輸出するトラクターについて、国内で受検した検査データがOECDで活用できなくなり、輸出国ごとに別途検査費用が発生するなどコストが増えるため、我が国農業機械メーカーの価格競争力が低下するおそれがあります。
- また、輸入するトラクターについても、現在OECD準拠として国内での検査が免除されていますが、再検査する必要が生じ、その分のコスト増を農家が負担しなければならなくなるおそれがあります。

<資金の流れ>



※ 令和6年度の分担率。分担額は各参加国のGNP比に応じ一定の範囲で負担額が決められています。

<事業イメージ>

事業イメージ・具体例

- OECDトラクターコード参加各国の政府が指定した検査機関（我が国は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）において検査データをもとにOECDテストレポートを作成、国際流通に活用。



期待される効果

トラクター等農業機械に関する実質的な国際標準であるOECDトラクターコードに引き続き拠出し、我が国の標準と他国のものを整合させる。



我が国農業機械メーカーの海外展開を下支えするとともに、国内農業機械の供給価格を抑制。

世界市場の獲得と、我が国農業生産のコストダウンの実現

【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局国際戦略グループ (03-6738-6155)
(2) 農産局技術普及課 (03-6744-2111)

4 環境委化学品プロジェクト事業

【令和7年度予算概算決定額 11（10）百万円】

<対策のポイント>

化学品による人や環境へのリスクへの懸念が高まる中、**国際的に調和された化学品規制の促進**を図ります。

<事業目標>

国民の健康保護や環境保全に向けた貢献

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 新規テストガイドラインの策定

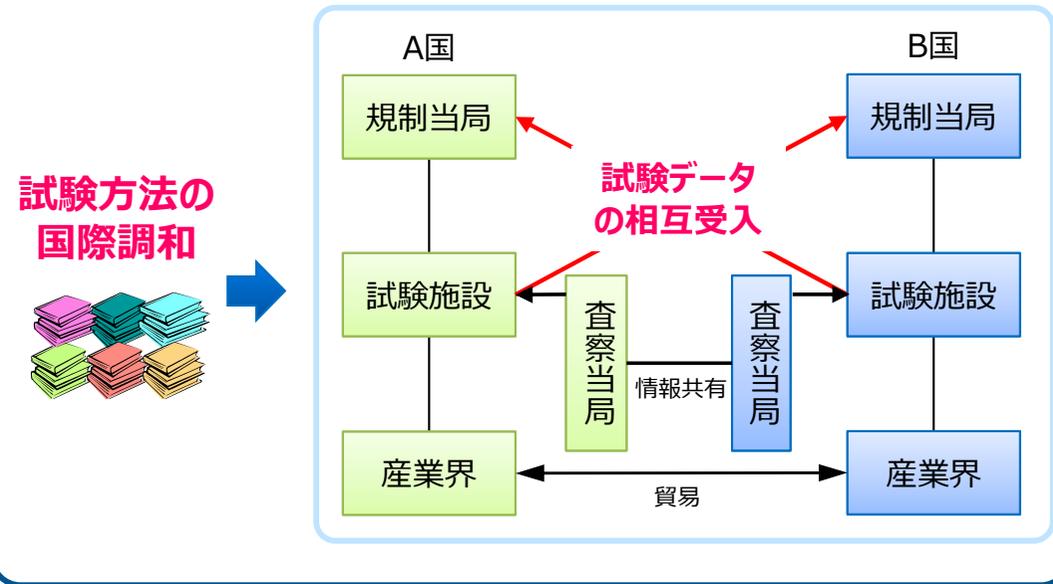
- 農薬、動物用医薬品、飼料添加物等の化学物質の安全性に関する共通の新規テストガイドラインを作成します。

2. GLP制度に関する共通原則の策定等

- 化学物質の安全性に関する試験データの信頼性を確保するためのGLP（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）制度に関する共通原則の策定と運用の国際調和を行います。
- 農薬、動物用医薬品、飼料添加物等の化学物質の安全性に関する試験データの相互受入を行います。

OECDの活動を通じた国際調和

- ・ OECDテストガイドライン及びOECD GLP（優良試験所規範）原則の策定と運用の国際調和
- ・ 試験方法の国際調和により、加盟国間等での試験データの相互受入を実施
- ・ 重複した試験の回避により、開発コストを軽減



<事業の流れ>



※ 令和6年度の分担率。分担額は各参加国のGNP比に応じ一定の範囲で負担額が決められています。また、この分担額を4省で均等に拠出しています。

- [お問い合わせ先] (1) 輸出・国際局国際戦略グループ (03-6738-6155)
(2) 消費・安全局農産安全管理課 (03-3501-3965)
(3) 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2161)

<対策のポイント>

OECD農薬作業部会での議論を踏まえ、農薬登録制度の国際調和やリスク管理措置を講ずることで、**農薬登録の効率化**や**より安全な農薬の安定供給**とその**適正な使用を推進**します。

<事業目標>

効率的な農薬登録の推進、及び人の健康や環境への農薬のリスク削減の推進により、食料の安定供給や環境保全に貢献

<事業の内容>

1. 農薬の安全性の審査に必要な試験の実施方法や試験成績の評価方法を調和

するためのガイドラインの策定

- ①微生物を農薬として使用した場合に人や非標的生物にどのような影響があるか、②農薬を散布した結果、食品にどの程度残留するか、③農薬が蜜蜂にどの程度の影響を与えるか等に関するガイドラインを策定します。

2. 農薬登録に係る各種様式の共通化

- 申請者が各国政府への申請時に提出する試験データ・書類を共通化し、農薬登録の効率化を図ります。

3. 農薬使用者や周辺環境へのリスクを削減するための評価法や優良事例の情報

交換及びより効果的な手法に関するガイダンスの策定

- ①ドローン等を使用した農薬散布時の周辺への飛散の予測モデル、②農薬の品質確保のために製造者が実施すべき事項、③農薬の違法貿易への対処に関する優良事例のガイダンス等を作成・策定します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農薬登録に係る制度の国際調和

農薬登録の効率化



人の健康や環境への
農薬のリスク削減

- ・ 農薬を各国政府が合同で評価する取組の推進
- ・ 農薬の安全性の審査に必要な試験の実施方法や、試験成績の評価方法の調和
- ・ 食品中の残留農薬基準値の推定法の開発
- ・ 農薬登録に係る各種書類の様式の共通化

- OECDの成果物に我が国の立場を反映するとともに、我が国の農薬登録制度の国際調和を推進
- 農薬登録の効率化や農薬の適正使用の一層の推進
- 消費者への安全な食料の安定供給や環境保全に貢献

【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 輸出・国際局国際戦略グループ (03-6738-6155)
(3) 消費・安全局農産安全管理課 (03-3501-3965)

6 食料安全保障に向けた農業・農村政策評価検討事業

【令和7年度予算概算決定額 63（68）百万円】

<対策のポイント>

OECDに我が国の専門家を派遣し、農業政策が環境等に及ぼす影響や人口減少社会における農村政策の在り方の分析・評価を行います。

<政策目標>

- 農業政策に関する国際的な議論のリード、我が国の立場の確立を通じた**環境・貿易交渉における優位な立場の確保**
- 人口減少社会における農村政策の在り方についての分析・提言を通じた**食料生産基盤の維持・強化に資する政策立案**

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農業政策の環境影響等の分析評価

- 専門家派遣を通じ、我が国を含め、OECD加盟国及び新興国における農業政策の変化、**農業政策が環境等にどのような影響を及ぼすかの評価等、各国の農業政策の分析・評価**を行います。

2. 食料の安定供給に必要な農村政策の分析

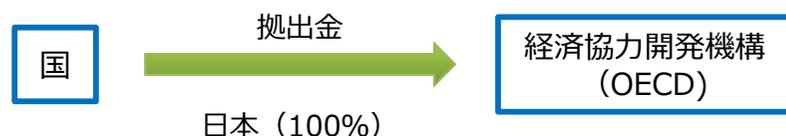
- 専門家派遣を通じ、農村地域における地域資源の持続的活用、所得の多様化、土地利用政策など**人口減少社会に対応した農村の活性化に資する政策**を各国の事例やエビデンスの調査、分析を通じて**特定し、生産基盤である農村の活性化を通じた食料安定供給に関する知見・提言**を得ます。

- OECDは毎年、OECD加盟国及び新興国における農業の状況、農業政策の変化等を分析・評価した「**モニタリングレポート**」を作成・公表し、各国が農業政策を立案する上で重要となるエビデンスの提供や政策提言を行っています。我が国の専門家を派遣して、この分析・評価が適正かつ円滑に行われるよう関与します。
- 我が国はG7宮崎農業大臣会合において、**自国の生産資源を持続可能な形で活用することを通じた食料安全保障の確保**を打ち出し、農業貿易の国際ルールを議論する場であるOECDにおいて我が国の主張を確保していく必要があります。
- これらの議論や成果は、**世界各国の農業政策立案者や他の国際機関の関係者等が参考**とし、各国の農業政策に活用されています。



モニタリングレポート

<事業の流れ>



国際的議論の場における我が国の農業政策への正しい理解を確保するとともに、成果を我が国の政策立案に活用する

【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 輸出・国際局国際戦略グループ (03-6738-6155)

7 新育種技術により作出された農作物等の科学的な評価手法等

に係る調和促進事業

【令和7年度予算概算決定額 26（40）百万円】

<対策のポイント>

ゲノム編集技術等により開発された農林水産物（新品種）について、遺伝子組換え（GM）規制の判断に必要な科学的エビデンスに関する情報を国際的に共有することで、**各国の規制の調和を推進**します。

<政策目標>

OECDにおける、GM規制上の取扱いに関する各国の規制の国際調和を推進し、攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化に貢献

<事業の内容>

○ ゲノム編集技術等の新育種技術による研究開発が急速に進展しているものの、取扱いの検討が進んでいない状況にあります。こうした中、OECD環境局の「バイオテクノロジーの規制的監督の調和に関する作業部会」に我が国の専門家（行政官又は研究者）を派遣し、

- ① 各国における研究開発動向、GMの規制や安全性評価に関する調査・分析
- ② 各国規制当局者会合の開催
- ③ 新育種事業に関するエビデンス情報の取りまとめ

を行います。

これにより、我が国で開発された農林水産物のグローバル展開のため、国際的にエビデンス情報を共有し、各国の規制の調和を推進します。

<事業イメージ>

○ゲノム編集技術等を用いた世界に誇れる強みのある農林水産物を開発

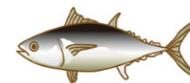
健康意識の高まりに応える**機能性**を高めた野菜等の作出。

例) GABA高蓄積のトマトが国内第一号として届出。



海外での和食の広がりに応じ消費が増加している**水産物の安定供給**。

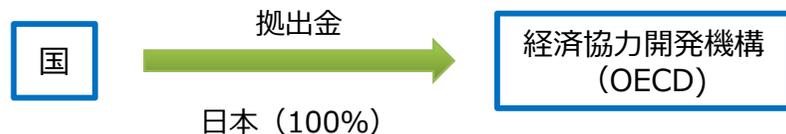
例) ゲノム編集により養殖能率が向上したマグロ品種を開発中。



○規制上の取扱いに関する課題

- ・ゲノム編集技術等によって作出された農林水産物について、我が国ではGM農作物等には当たらないが一定の情報提供を求めるとする取扱い手続きの運用が開始された。GABA高蓄積トマトが国内第一号として届出されたところ。
- ・現在、各国におけるそれぞれの現行GM法との関係の整理が進んでおり、今後、取扱いが異なるものになる可能性。このため、GM規制上の取扱いに関する国際調和を推進する活動をOECDにおいて実施。

<事業の流れ>



ゲノム編集技術等によって作出された農作物に関する科学的なエビデンスの集約・共有を実施

- 【お問い合わせ先】
- (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
 - (2) 輸出・国際局国際戦略グループ (03-6738-6155)
 - (3) 農林水産技術会議事務局研究企画課 (03-3502-7408)

8 国際的な鯨類の資源管理の推進事業

【令和7年度予算概算決定額 12（12）百万円】

<対策のポイント>

北大西洋海産哺乳動物委員会（NAMMCO）と鯨類資源等についての共同調査・研究を行い、鯨類資源等の管理におけるNAMMCOとの協力関係を強化することで、我が国の捕鯨について国際法上の正当性を明確化します。

<事業目標>

- 国際法に従い、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づいた適切な捕鯨業を推進。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 日NAMMCO共同鯨類科学調査研究協力事業 12（12）百万円

- ミンククジラ等の鯨類への衛星標識調査手法確立のため、我が国とNAMMCOの共同での大西洋における目視調査等の科学調査を実施し、国際的な鯨類の資源管理を推進します。

- 我が国の捕鯨について国際法上の正当性の明確化

NAMMCOとの協力強化



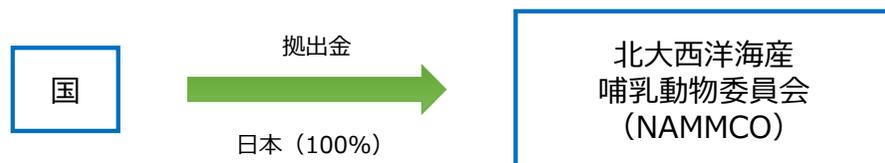
- 共同調査・研究の実施
- 鯨類等の資源管理体制の強化・改善



鯨類資源の国際機関を通じた管理体制

UNCLOS第65条の充足

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 水産庁国際課 (03-3502-2443)

9 準専門家派遣拠出金

【令和7年度予算概算決定額 46（20）百万円】

〈対策のポイント〉

世界の食料安全保障確保のため、国際連合食糧農業機関（FAO）に専門家を派遣し人的及び技術的支援を行う。

〈事業目標〉

日本が有する農林水産分野における専門的な知見・技術をFAOの施策等に反映及び国際人材の育成

〈事業の内容〉

FAOへの準専門家派遣 46百万円

日本とFAOの連携強化、国際的なルール策定等に向け、日本の技術・知見・施策を活用した貢献を行うため、FAOの準専門家派遣制度に継続して参加し、**FAOの上級専門家を補佐する準専門家を派遣します。**

〈参考：国際連合食糧農業機関とは〉

- FAOは1945年に設立。194カ国が加盟する国連機関。
- 以下の施策を通じた世界経済の発展と人類の飢餓からの解放を目的に活動。
 - ・世界各国国民の栄養水準・生活水準の向上
 - ・食料・農産物の生産・流通の改善
 - ・農村住民の生活状況の改善
- 日本は世界第3位の分担金拠出国（2024-2025年）。
- 日本は1973年からFAOへの準専門家派遣を継続的に実施。

〈事業の流れ〉



〈事業イメージ〉

- 日本から準専門家として2名をFAOに派遣。
- 派遣した準専門家が中心となり、以下の活動を実施。
 - ・ 日本とFAOの連携強化のための戦略協議や拠出金事業の円滑な実施支援。
 - ・ 気候変動や環境汚染等の国際的な課題において、日本の技術・知見・施策を活用。



令和5年度に実施された日・FAO年次戦略協議

- 日本とFAOの連携が強化され、日本の施策等がFAOの取組に反映される。
- FAOへの人的・技術的支援により、世界及び日本の食料安全保障の確保に貢献する。
- FAOでの業務経験を通じ国際人材を育成する。

【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局 新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 輸出・国際局 国際戦略グループ (03-3502-8498)

10 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）拠出金

【令和7年度予算概算決定額 55（38）百万円】

<対策のポイント>

食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）締約国としての責任を果たすとともに、植物遺伝資源の取得を円滑化するため、ITPGRFA事務局の運営に必要な資金を拠出します。

<政策目標>

ITPGRFAの枠組みを通じて、植物新品種の開発に資する有用遺伝資源の取得を促進します。

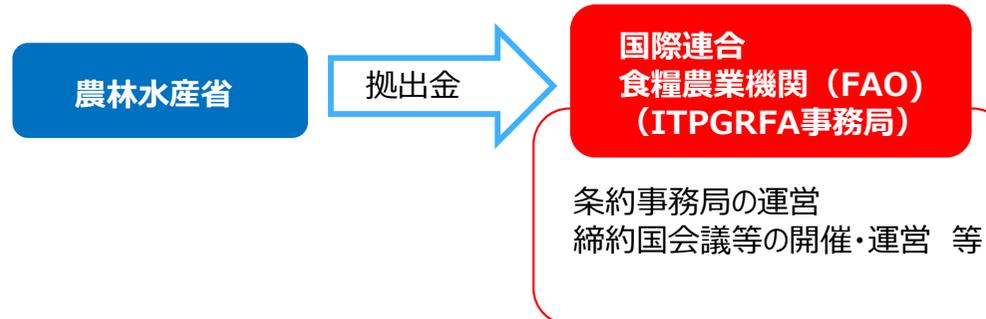
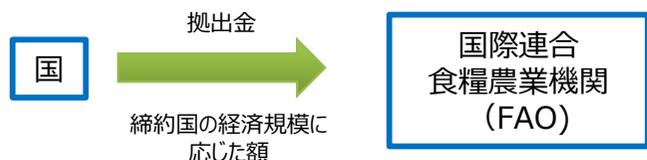
<事業の内容>

<事業イメージ>

概要・目的

- 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）は、持続可能な農業及び食料安全保障の観点から、特に重要な食料及び農業のための植物遺伝資源を締約国が円滑に取得するための多数国間の制度を構築しており、本条約への加入とルールメイキングへの参画は、我が国の品種開発を加速化させるために重要です。
- 我が国は本条約に平成25年7月に加入、同年10月発効したことに伴い、締約国として重要な植物遺伝資源の導入が円滑に進展するよう、本条約の事務局運営に必要な資金を国際連合食糧農業機関（FAO）に拠出します。

<資金の流れ>



<期待される効果>

条約の枠組みを通じて、食料及び農業のための植物遺伝資源の取得が促進され、新品種開発が加速化します。



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 大臣官房環境バイオマス政策課 (03-3502-5303)

11 効率的な水利用・水管理対策推進事業

【令和7年度予算概算決定額 33（－）百万円】

<対策のポイント>

世界的に「水利用効率の大幅改善」に向けた取組強化の機運が高まっている中、国際連合食糧農業機関（FAO）を通じ、水利用効率の向上に資する持続的な水田農業について、我が国の優れた知見・技術等の普及を推進します。

<事業目標>

アジアモンスーン地域等の持続的な食料システムのモデル構築（1件以上〔令和9年度まで〕）

<事業の内容>

国際連合食糧農業機関（FAO）は、持続可能な開発目標（SDGs）ターゲット6.4において掲げられた「2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善」についてのグローバル指標をモニタリングする担当国際機関であることから、水利用効率改善に関する情報・議論が集中するため、当該機関に専門家を派遣し、下記の取組を行います。

- ① FAO、国際会議等において、水利用効率に関する情報収集を行います。
- ② アジア・アフリカ地域における水利用効率の向上に向け、これまでに我が国の専門家が提案した改善策に基づき、我が国の技術普及や人材育成に向けた実証を行います。
- ③ 国際かんがい排水委員会（ICID）や国際水田・水環境ネットワーク（INWEPF）等の国際機関・ネットワークと連携し、水利用効率の向上に資する持続的な水田農業について、我が国の知見・技術や実証成果を国際会議等で発信し、普及を図ります。

〔事業実施期間：令和7年度～令和9年度〕

<事業の流れ>



<事業イメージ>

背景・現状

世界の水需要は、2000年から2050年までに約55%の増加が見込まれている中、農業用水の使用量を増やす余地はほとんどないとされており、農業用水の効率的な利用が求められている。

▶ 水田農業においても、水利用効率の向上が必要であり、我が国の優れた知見・技術等を活かした貢献が求められている。

SDGsターゲット6.4

- ・全セクターにおける水の利用効率の大幅な改善を掲げる
- ・FAOがグローバル指標のモニタリングを担当

▶ 指標6.4.1：水利用効率
全ての経済活動による水利用を対象とし、経時変化を監視

専門家を派遣し、水利用効率の向上に資する水田農業について実証を行い、我が国の知見・技術等を普及



期待される効果

- 世界の食料安全保障及び途上国の経済成長へ貢献します。
- 水利用効率の向上に資する水田農業について、我が国の知見を国際会議等において発信することにより、国際的な議論をリードし、世界の水田農業の発展を主導します。
- 我が国の技術普及を通じて、本邦技術の海外展開の促進に貢献します。



技術普及



国際会議への参加

【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 農村振興局設計課海外土地改良技術室 (03-3595-6339)

12 森林減少抑止・森林経営国際展開事業

【令和7年度予算概算決定額 76（77）百万円】

<対策のポイント>

気候変動の緩和と適応に向けた森林分野の取組として、森林と農業を取り巻くサプライチェーンにおける森林減少・劣化を排除するための体系的なアプローチを浸透・普及させるとともに、森林再生及び持続可能な森林経営と木材利用の重要性の普及を支援することで、世界の森林減少の抑止に貢献します。

<政策目標>

- 森林減少・劣化を抑止する一体的なアプローチをまとめたガイドラインの作成及びその普及
- 森林再生及び持続可能な森林経営と木材利用による気候変動対策や生物多様性保全上の効果や重要性について認識を広める

<事業の内容>

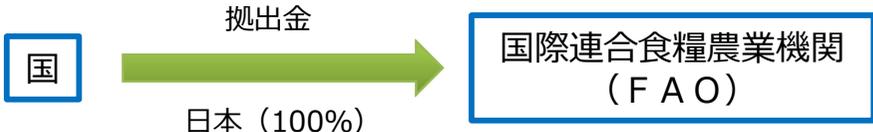
1. アフリカ地域森林減少抑止支援事業 53（56）百万円

- 既存の森林減少抑止施策の効果・効率性を検証することで得られた分析手法をアフリカ地域（2カ国）で適用を行い、より現場に即した分析手法を構築します。
- 地域レベルにおける森林減少・劣化の抑止に効果的な政策や活動を集約したガイドラインのプラットフォーム化を行い、森林減少・劣化を抑止する一体的なアプローチとしてアフリカ地域での国レベルでの浸透・普及を行います。
- 事業成果としてのガイドラインの活用による政策提言などを通じて国・地域レベルの開発計画等へ反映させ、森林と調和した持続可能なサプライチェーンの構築を支援するとともに、世界レベルでの普及・展開を図ります。

2. 持続可能な森林経営国際展開事業 23（21）百万円

- アジア大洋州を対象に、森林再生及び持続可能な森林経営とそれにより生産される木材の利用による気候変動対策や生物多様性保全上の効果に関する調査・分析を行います。
- 持続可能な森林経営及び木材利用が主要な課題解決策のひとつとなるよう、国際会議やイベント等を通じて情報発信を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界の森林は年間1,100万ha減少、2030年の国際目標達成は容易ではない状況 ● 途上国では、天然林の非持続的な利用による森林減少・劣化が進行
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林減少抑止施策の費用対効果に関する分析結果の適用とその成果の普及・展開が不足 ● 持続可能な森林経営により生産される木材の利用推進の重要性への理解が不十分

アフリカ地域森林減少抑止支援事業	持続可能な森林経営国際展開事業
<p>【分析結果の適用】 ・得られた分析手法の現地での適用を通して、より地域に即した手法の構築を図る。</p> <p>【成果の普及・展開】 ・森林減少・劣化の抑止に効果的な政策や活動を集約したガイドラインのプラットフォーム化を行う。 ・政策立案や技術支援を分野横断的に実施するワークショップ等の開催により、国レベル・世界レベルでの成果の普及・展開を図る。</p>	<p>【調査・分析】 森林再生及び持続可能な森林経営と木材利用による気候変動対策や生物多様性保全上の効果に関する調査・分析</p> <p>【国際展開】 国際会議やイベント等を通じ木材利用の重要性を発信</p>
<p>目指す成果 森林減少・劣化を抑止する一体的なアプローチをまとめたガイドラインの作成及びその普及を図る。</p>	<p>目指す成果 森林再生及び持続可能な森林経営とそれにより生産される木材の利用を推進していくことの重要性を国際的に広く認識させる</p>



持続可能な森林経営とそれにより生産される木材の利用が推進されるとともに、世界の森林減少抑止に貢献

【お問い合わせ先】 輸出・国際局新興地域グループ（03-3502-5913）
 林野庁計画課（03-3591-8449）

13 SPSルール・メイキング戦略推進事業

【令和7年度予算概算決定額 282（-）百万円】

<対策のポイント>

○ 国際連合食糧農業機関（FAO）、国際獣疫事務局(WOAH)、世界保健機関（WHO）への拠出を通じ、SPS（Sanitary and Phytosanitary：食品安全、動物衛生や植物防疫）関連の国際基準策定及び国際的なSPS措置の調和を支援します。

<政策目標>

①SPS関連国際基準の策定の主導、②SPS措置の調和の支援（SPS関連国際基準の普及、越境性動物疾病及び植物病害虫のまん延防止及び清浄化、人獣共通感染症・薬剤耐性対策等）に取り組み、①及び②を通じた農林水産物及び食品の安全性向上・安定供給及び輸出促進に貢献

<事業の全体像>

	食品安全		動物衛生		植物防疫
SPS協定における国際基準策定機関	Codex 事務局はFAO本部(ローマ)内		WOAH 事務局はパリ		IPPC 事務局はFAO本部(ローマ)内
拠出先	FAO	WHO	WOAH	FAO	FAO
本部	Codex事務局 (ローマ) 専門家派遣 国際基準の策定	JECFA JMPR リスク評価 専門家会議開催	WOAH (パリ) 専門家派遣 国際基準の策定・普及	FAO 危機管理センター (ローマ) 専門家派遣 越境性動物疾病のまん延防止対策	IPPC事務局 (ローマ) 専門家派遣 国際基準の普及
地域事務所等	アジア太平洋地域事務所 (バンコク) 専門家派遣 リスク分析能力向上に関するワークショップの開催		アジア太平洋地域事務所 (東京) 専門家派遣 ・ アフリカ豚熱や口蹄疫等専門家会議 ・ ワンヘルス・アプローチが必要な課題（人獣共通感染症、薬剤耐性）や水際対策、農場バイオセキュリティに関するワークショップ及び実地研修開催	農研機構 動物衛生研究部門* (つくば市・小平市) 牛疫ワクチンの製造・保管 * WOAH/FAO認定の牛疫ウイルス保持施設	アジア太平洋地域事務所 (バンコク) 専門家派遣 病害虫の侵入・まん延防止に関するワークショップの開催

＜対策のポイント＞

- 国際基準策定機関（Codex、IPPC）の事務局に専門家を派遣し、食品安全及び植物検疫に関する国際基準の策定を主導し、普及を支援します。
- FAO（アジア太平洋地域事務所FAORAP、危機管理センター）に専門家を派遣し、アジア太平洋地域における食品安全及び植物防疫に係る能力向上、世界における越境性動物疾病の危機管理体制の構築や現場での防疫措置等を支援します。
- 牛疫ウイルスの適正管理を推進し、牛疫ワクチン供給体制を整備します。

＜事業目標＞

- SPS関連国際基準の策定の主導
- SPS措置の調和の支援（SPS関連国際基準の普及、各国における越境性動物疾病及び植物病害虫に対する防疫体制・能力の向上）

＜事業の内容＞

1. 食品安全 55百万円

- ① **Codex事務局に専門家を派遣し**、事務局の機能・活動強化による国際基準の策定手続きの迅速化に貢献するとともに、**関連国際会議に事務局として参加し、我が国の実情に沿った基準策定に貢献**します。
- ② **FAORAPに専門家を派遣し**、リスク分析能力向上に関するワークショップ開催を通じて、**アジア太平洋地域における食品安全に係る能力向上**を支援します。

2. 動物衛生 31百万円

- ① 2011年に撲滅が宣言された**牛疫の世界における清浄性維持のため牛疫ウイルスの廃棄・隔離**を推進するとともに、**再興に備えた牛疫ワクチンの供給体制**を整備します。
- ② FAO危機管理センターに我が国から専門家を派遣し、現場に介入する形で、**越境性動物疾病の発生に関する事前の危機管理体制の構築及び発生時の防疫措置に関する技術的支援**を強化します。

3. 植物防疫 49百万円

- ① **IPPC事務局に専門家を派遣し**、国際基準を適切に実施するための計画策定に貢献するとともに、**計画に基づく国際基準実施ツールの作成等**の取組を支援します。
- ② **FAORAPに専門家を派遣し**、重要病害虫の早期発見や防除等に関するワークショップ開催を通じて、**アジア地域の植物防疫に係る能力向上**を支援します。

＜事業イメージ＞

食品安全



Codex事務局として会議に参加 (出典：FAO)

ワークショップの開催

eラーニングコースの開発 (出典：FAO)

➡ **食品安全に関する国際基準の策定・普及**

動物衛生



牛疫に感染した牛 (出典：農研機構動物衛生研究部門)

牛疫ウイルス 廃棄・隔離の推進

牛疫ワクチン 供給体制の整備

➡ **牛疫の清浄性維持 再興への備え**

危機管理体制の構築（事前）

防疫措置に関する技術的支援（発生時）



防疫対応支援 (出典：FAO)

➡ **越境性動物疾病に対する防疫体制向上**

植物防疫



国際基準実施ツールの作成、普及 (出典：FAO)

病害虫防除等に関するワークショップ開催 (出典：FAO)

➡ **病害虫の侵入・まん延防止対策の強化**

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)

(1の事業) 消費・安全局食品安全政策課 (03-5512-2291)

(2の事業) 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8295)

(3の事業) 消費・安全局植物防疫課 (03-3502-5978)

SPSルール・メイキング戦略推進事業のうち
13-2 WOAH拠出金事業

【令和7年度予算概算決定額 142（-）百万円】

＜対策のポイント＞

- 国際獣疫事務局（WOAH）本部に専門家を派遣し、動物疾病の防疫や畜産物等の貿易等に関する国際基準の策定を支援します。
- アジア太平洋地域における、ワンヘルス・アプローチに基づく野生動物由来感染症を含む人獣共通感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策等の取組を支援するとともに、越境性動物疾病等の発生情報の収集・分析、専門家ネットワークを活用した防疫対応の検討及び啓発活動を通じ、地域における国際基準等に沿った発生予防・まん延防止・清浄化の実施を支援します。

＜事業目標＞

- SPS関連国際基準の策定の主導
- SPS措置の調和の支援（人獣共通感染症・AMR対策、越境性動物疾病のまん延防止及び清浄化、獣医組織能力の強化等）

＜事業の内容＞

1. WOAH本部への専門家派遣 33百万円

WOAH本部に我が国の専門家を派遣し、我が国の実情に沿った国際基準の策定を主導するとともに、動物衛生等に関するコア情報を迅速かつ的確に入手し、我が国の疾病対策や各国との輸出入検疫協議において、適切な対応がとれる体制を構築します。

2. ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症及びAMR対策等 50百万円

野生生物やヒトにおいても感染が確認されている高病原性鳥インフルエンザをはじめとする人獣共通感染症対策として、動物衛生・公衆衛生・環境等の関係部局間の連携強化のためのワークショップを開催するとともに、AMR対策のため抗菌剤の慎重使用に関する研修や啓発を行います。また、WOAHから加盟国に専門家調査団を派遣し、法体制整備や診断施設間の技術研修等を含む動物衛生システムの向上により、日本を含む各国の獣医組織能力を強化します。本事業を推進するために必要な専門家も派遣します。

3. 越境性動物疾病及び水生動物疾病のまん延防止及び清浄化対策 59百万円

越境性動物疾病（アフリカ豚熱や口蹄疫等）の発生を監視し、疫学分析等を行うとともに、専門家会合や地域会合を開催し越境性動物疾病や水生動物疾病等の防疫対策（特に水際対策や農場バイオセキュリティ）及び専門家ネットワークの強化を行うことで、発生予防・まん延防止や清浄化に向けた取組を支援します。本事業を推進するために必要な専門家も派遣します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



我が国への疾病侵入リスクの低減
 畜産物の安定生産・輸出促進
 動物及びヒトの健康保護

【お問い合わせ先】 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8295)

SPSルール・メイキング戦略推進事業のうち
13-3 WHO拠出金事業

【令和7年度予算概算決定額 5（-）百万円】

<対策のポイント>
 FAO及びWHOにより設置された国際的なリスク評価の専門家会議であるJECFA（食品添加物・汚染物質等）及びJMPR（残留農薬）の開催費用を拠出することにより、リスク評価の迅速化を通じて、国際基準の策定を支援します。

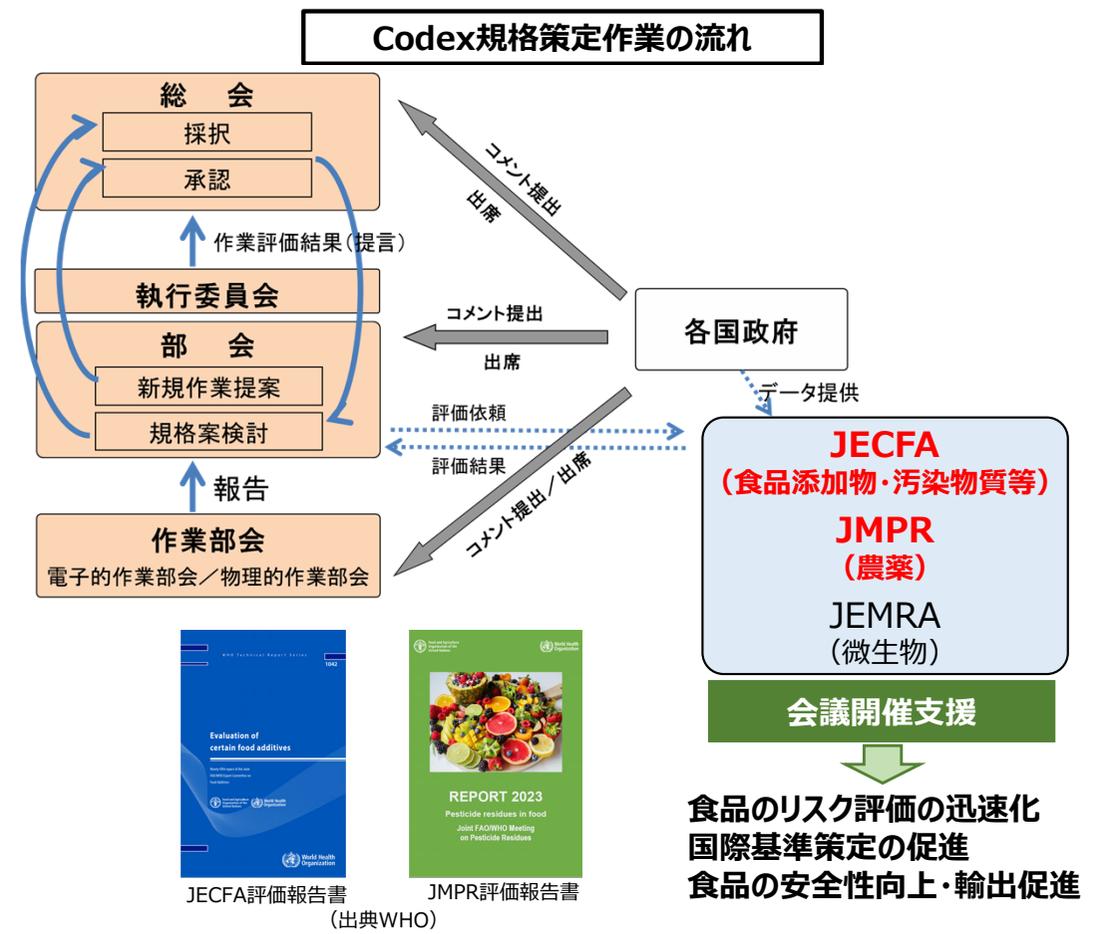
<事業目標>
 ○ SPS関連国際基準の策定の支援

<事業の内容>

1. リスク評価専門家会議開催支援 5百万円
 我が国の食料生産・輸出に影響を及ぼす食品添加物、汚染物質、残留農薬について、FAOとWHOが合同で設置した**国際的なリスク評価専門家会議**であるJECFA（食品添加物・汚染物質等）及びJMPR（残留農薬）の**会議開催を支援**することにより、**リスク評価の迅速化**を通じて、**国際基準の策定**に貢献します。

- <参考：FAO/WHOによる加盟国及びCodex委員会に対する科学的な助言機関>**
- ◆ JECFA（Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives）
 - ・専門家会合として1956年に活動を開始。
 - ・添加物、汚染物質、動物用医薬品などのリスク評価を実施。
 - ◆ JMPR（Joint FAO/WHO meeting on Pesticide Residues）
 - ・専門家会合として1963年に活動を開始
 - ・残留農薬のリスク評価、許容一日摂取量（ADI）の検討等を実施。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
 消費・安全局食品安全政策課 (03-5512-2291)

14 持続的漁業達成事業

【令和7年度予算概算決定額 41（41）百万円】

<対策のポイント>

持続的な漁業の達成に向け、違法漁業防止寄港国措置協定（PSM協定）の実施等に向けた活動、ワシントン条約（CITES）規則の実施のための能力開発や国家管轄権外区域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する条約（BBNJ）におけるルールメイクの基礎となる分析及び情報発信に必要な経費を支援します。

<事業目標>

○PSM協定の批准国数（目標値：80カ国）[令和8年度まで]

○我が国及びFAO専門家の知見を生かした生物多様性の確保と水産資源の持続的利用の両立への貢献

<事業の内容>

1. IUU漁業対策支援促進事業（FAOへの拠出）

31（36）百万円

- ①PSM協定実施支援（継続）：PSM協定の確実な実施のための能力開発等を支援。
- ②資源管理・監視取締データ収集能力強化（継続）：リモートでの漁船の監視・取締体制の構築に向けたデータ収集等を含め、FAOが途上国に対し行う漁業データ収集能力の向上等のための能力開発を支援。
- ③地域漁業管理機関（RFMO）等を通じた能力強化（継続）：優良事例の幅広い導入に向けた能力開発や、知見共有のためのワークショップ開催等を支援。
- ④新たなRFMOの設立を含む地域的漁業管理の強化支援（継続）：横断的な助言を行うというFAOの立場を生かして、実効性のある地域漁業管理機関の設立を含む地域的な漁業管理の強化を支援。

2. 健全な漁業生態系確保事業（FAOへの拠出）

11（5）百万円

- ①漁業対象種のワシントン条約（CITES）対策（拡充）：CITES附属書掲載が提案された種の資源状況、漁業管理、貿易の影響等についてのレビュー等を支援。CITES附属書掲載種の増加を踏まえ、その実施のための能力開発を支援。
- ②生物多様性の保全と持続可能な漁業の両立対策（拡充）：国際会議において、漁業を禁止するような区域型管理等が合意されないよう国際会議の場での発信等を支援。国家管轄権外区域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する条約（BBNJ）において、規則や基準策定が議論されるところ、既存のRFMO等による取組の効果や、BBNJの漁業管理への貢献の可能性についての分析とFAOのBBNJプロセスへの関与を支援。

<事業イメージ>

● IUU漁業対策支援促進事業

- ・リモートでの漁獲データ、監視取締データの収集を含め、漁獲データ収集能力の向上等
- ・地域漁業管理機関・地域漁業諮問機関での知見の共有やコンサルティング等
- ・PSM協定の確実な実施のための、途上国における能力開発等
- ・新たな地域漁業管理機関設立のための情報収集、地域ワークショップの開催等



● 健全な漁業生態系確保事業

- ・漁業の専門知見を有する唯一の国際機関であるFAOを通じ、科学的知見に基づく発信を行い、CITES、生物多様性条約（CBD）、BBNJ等の議論に貢献
- ・CITESの規則の実施のための能力開発の支援等



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 水産庁国際課 (03-3591-1086)

15 農業市場情報システム強化支援事業

【令和7年度予算概算決定額 6（6）百万円】

<対策のポイント>

○ AMIS（農業市場情報システム）が果たしてきた役割を継続して果たすため、世界の食料等生産、需給等に関する客観的で正確な情報を提供するとともに、気候変動の影響やロシアによるウクライナ侵略等により食料サプライチェーンが深刻な影響を受けていることを踏まえた緊急時における情報収集・政策協議を促進。

<政策目標>

○ 国際社会においてAMISの目的である世界の食料安全保障確保に資する農業市場の透明性向上への対応のためAMISの機能が強化されており、我が国の危機対応能力や食料安全保障の向上に貢献。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 適時・正確かつ透明性の高い農業関連情報の提供

○ 主要作物（昨年から追加された肥料も含む。）の需給情報、市況等の分析や見通しの提供。高級実務者間での迅速対応のための協議円滑化のための情報収集。

2. 食料安全保障懸念要因調査

○ 食料価格の乱高下の要因となり得る事例の収集及び分析。

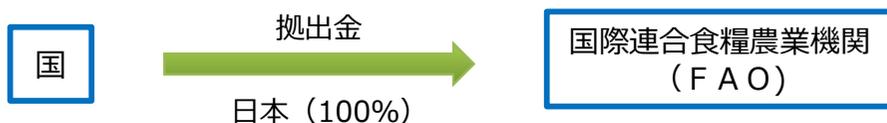
3. 食料安全保障に係る危機管理検討

○ 抽出された懸念要因に対して、食料価格の乱高下、特に輸出国・輸入国への影響度合いの分析及び状況把握のための調査項目・調査方法の検討。

4. 非G20メンバー国を含む各国の食料サプライチェーン影響調査及び迅速な改善検討のための環境整備

○ パンデミック等、危機的状況における必要な情報収集と迅速な共有を実施し、改善方策案を迅速に検討できる環境整備。

<事業の流れ>



AMISによる対応

- ① 適時・正確かつ透明性の高い情報提供（情報の質・分析・見直し改善）
- ② 危機の際の対話・対応・政策協調の促進
- ③ 途上国の能力開発
- ④ パンデミックやロシアのウクライナ侵略等、突発的要因の調査・分析
- ⑤ 食料サプライチェーンへの影響把握
- ⑥ 非G20メンバー国との連携
- ⑦ 肥料・植物油市場の監視強化

影響緩和・回避

穀物等の価格の変動要因

異常気象

バイオ燃料増加

畜産物需要増等

突発的要因

海上・陸上輸送におけるリスク

パンデミックやロシアのウクライナ侵略等による影響

その他の要因

【お問い合わせ先】

- (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
- (2) 輸出・国際局国際戦略グループ (03-6744-1501)

16 FAOを通じた持続可能な食料システムの普及・促進事業 【令和7年度予算概算決定額 3（3）百万円】

<対策のポイント>

世界農業遺産（GIAHS）認定地域において、イノベーションも含む様々な手法も活用して持続可能な農林水産業システムの保全と認定地域の活性化や発展を図っている優良事例を収集・分析するとともに、これら成果を広く周知・啓発し、その内容を「保全計画」に適切な形で反映させることによって、GIAHS認定地域の増加や同計画の円滑な実施を促進し、世界の持続可能な農林水産業の促進や食料安全保障の確保、貧困撲滅に貢献します。

<事業目標>

- 世界及び日本のGIAHS認定地域の増加
- GIAHS認定地域での取組を踏まえた持続可能な農林水産業の促進と農村地域の活性化や発展

<事業の内容>

1. GIAHS認定地域における優良事例の収集及び分析

- ・ イノベーションも含む様々な手法も活用して持続可能な農林水産業システムの保全と地域の活性化や発展を図っている優良事例を収集し、科学的な分析を行う。

2. 持続可能な食料システムの周知、啓発及び普及

- ・ 上記1の成果や、持続可能な食料システムの参考事例としての具体的な取組をFAOや当省のホームページ等で周知・啓発する。
- ・ 上記1で得られた知見を開発途上国を対象に、ワークショップ等を通じて新規申請又は既存認定地域の「保全計画」に反映させ、その円滑な実施を支援する。

<事業イメージ>

調査分析

- ・ イノベーションも含む様々な手法を活用した優良事例の収集、科学的な分析

周知・啓発・普及活動

- ・ 調査分析の成果や具体的な取組の発信
- ・ GIAHS認定地域で策定される「保全計画」への得られた知見の反映

GIAHS認定地域の増加、「保全計画」の円滑な実施促進

持続可能な農林水産業の促進

世界農業遺産（GIAHS : Globally Important Agricultural Heritage Systems）とは..世界的に重要かつ伝統的な農林水産業システムをFAOが認定する取組（2002年～）。



Food and Agriculture
Organization of the
United Nations



Globally Important
AGRICULTURAL
HERITAGE
Systems

<事業の流れ>

国

拠出金

日本（100%）

国際連合食糧農業機関
(FAO)

【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 農村振興局 鳥獣対策・農村環境課 (03-6744-0250)

17 途上国における農業分野の気候変動緩和等支援事業

【令和7年度予算概算決定額 20（21）百万円】

<対策のポイント>

途上国における生産性と気候変動の緩和を両立する取組やメタン等の温室効果ガスの測定・報告・検証（MRV）に係る支援を実施します。

<政策目標>

○ 「みどりの食料システム戦略」を通じて培った技術・経験を活かし、アジアモンスーン地域における持続可能な食料システムへの移行に貢献するとともに、パリ協定やグローバル・メタン・プレッジ（GMP）の目標達成に貢献します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

事業の内容

- パリ協定においては、世界全体の温度上昇を2℃より十分低い水準に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを目標に、途上国も含めたすべての国に対して、温室効果ガスの削減目標（NDC*）を策定・実施するとともに、定期的に国内の温室効果ガスの排出量等の報告を行うことを求めています。
- 2021年には、米国及びEUの主導により、世界全体としてのメタン排出量を2030年までに2020年比で30%削減することを目標とする「グローバル・メタン・プレッジ（GMP）」が立ち上げられました（2024年12月現在、160の国と地域が参加）。
- 本事業においては、FAOと協力しつつ、生産性と気候変動の緩和を両立する取組やメタン等の温室効果ガスの測定・報告・検証（MRV**）に係る支援を通じ、アジアモンスーン地域における持続可能な食料システムへの移行に貢献するとともに、パリ協定やGMPの目標達成に貢献します。

*NDC：パリ協定の下で、すべての締約国に対して自ら策定・提出することが求められている温室効果ガスの削減目標。

**MRV：温室効果ガスの吸排出量を定量化し報告・検証すること。パリ協定の下での温室効果ガスの排出量の報告義務の履行や炭素クレジットの活用等の基礎となる。

- ・FAOと協力しつつ、以下の取組等を実施：
 - ①気候変動緩和技術やMRVに係るセミナー・研修プログラム
 - ②農業分野の気候行動の気運醸成に向けたハイレベルイベント
 - ③NDCやMRV等に係る現状分析
 - ④レポートの作成やe-ラーニング等を通じた普及の推進

（農業分野の緩和技術の例）

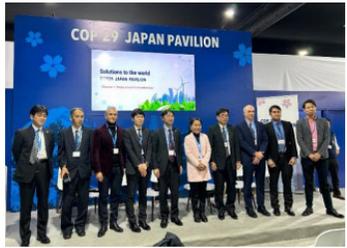
（COP29における当省主催イベント）



IoTを活用した水管理



肉用牛の呼吸試験



途上国の持続可能な食料システムへの転換に貢献

パリ協定・GMPの目標達成に貢献

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 大臣官房環境バイオマス政策課 (03-3502-5303)

18 グローバルサウスの食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に貢献する技術開発

【令和7年度予算概算決定額 118（115）百万円】

<対策のポイント>

グローバルサウスの農業・食料システムが直面する重要な課題について、国際農業研究機関と我が国の研究機関、大学、企業が一体となって技術開発を推進し、本地域の食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に貢献します。

<事業目標>

- 食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に向けた実用的な栽培体系を4件以上、主要作物系統を12件以上提案 [令和10年度まで]

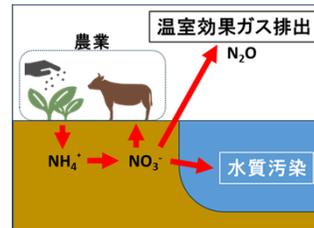
<事業の全体像>

グローバルサウスの農業・食料システムが直面する課題と必要な取組

窒素肥料の価格高騰と環境負荷の軽減

- 課題
- 窒素肥料の価格高騰と政府負担の増大
 - 窒素肥料に由来する温室効果ガスの排出
 - 農地から流出する窒素による水質汚染

➡ 窒素の利用効率を大幅に向上させる
革新的技術の開発と社会実装



アフリカの地域作物の食料生産と栄養価の向上

- 課題
- 気候変動による不良環境地の拡大
 - 食習慣からもたらされる栄養不良



➡ 気候変動に強靱な作物品種の開発や、
地域の食文化や作物を活用した栄養改善等の取組

水田からの温室効果ガスの排出削減

- 課題
- 水田からの大量のメタンガスの排出
 - 小規模農家による経済負担が大きい
 - 新規技術の導入が困難

➡ 生産性が高く、温室効果ガス排出が
少ない栽培体系の提案



国際農業研究機関が有する①作物生産体系の構築や育種に活用可能な知見や育種素材、②グローバルサウス各国政府や普及機関とのネットワークや現地の研究拠点を活用した技術開発を推進



○ 国際農業研究機関が有するネットワークを活用した技術情報の共有や社会実装に向けた取組を通じ、グローバルサウス各国での技術利用が促進
○ TICADやCOP等の国際会議の場を活用した、国際農業研究機関と我が国の研究機関、大学、企業が一体となり進める情報発信の活性化

期待される効果

- グローバルサウス各国での食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に貢献
- 日本企業の進出の活性化



18-1 ASEAN諸国の食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立

【令和7年度予算概算決定額 43 (40) 百万円】

<対策のポイント>

地域の農業技術に各種先進技術を組み合わせたGHGゼロエミッションに向けた作物栽培体系を検討・実証するとともに、その効果を分析し、展開戦略を提案することで、ASEAN諸国の食料安全保障と農業のGHGゼロエミッション化の両立に貢献します。

<事業目標>

○ ASEAN諸国の食料安全保障と農業のGHGゼロエミッション化の両立に向けた実用的な作物栽培体系を2件以上提案 [令和10年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 温室効果ガス（GHG）排出を抑えた強じん生産性の高い作物栽培体系の提案・実証

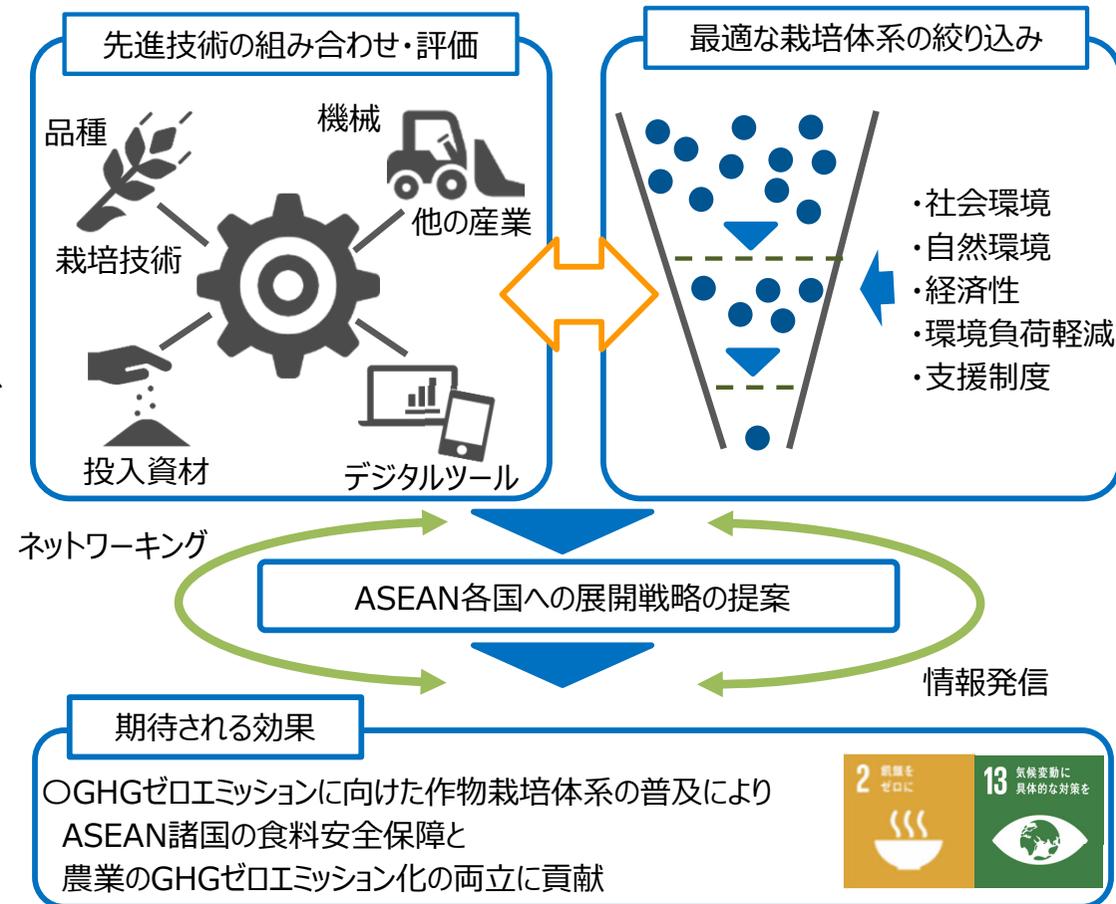
○ 地域の特性に適した農業技術に各種先進技術を組み合わせ、GHGゼロエミッションに向けた作物栽培体系を提案し、ASEAN各国等と連携してその効果を実証します。

2. ゼロエミッションに向けた作物栽培体系の導入効果の分析と展開戦略の提案

○ 栽培体系の導入による環境負荷軽減や経済性に対する影響を分析・評価し、ASEAN各国に対してGHGゼロエミッションに向けた作物栽培体系を導入するための展開戦略を提案します。

3. ASEAN諸国の食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に向けた取組についての情報発信

○ CGIARが有するASEAN事務局及び各国政府とのネットワーク等や国際会議の機会を活用し、本取組や日本の研究機関・民間企業との連携等についての情報を発信します。



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 農林水産技術会議事務局国際研究官室 (03-3502-7466)

18-2 窒素肥料の効率的利用による環境負荷軽減に向けた国際研究プログラム

【令和7年度予算概算決定額 39 (37) 百万円】

<対策のポイント>

我が国が世界の研究をリードするBNI技術を活用した作物の開発や栽培体系の確立を推進し、国際農業研究機関と我が国の研究機関が一体となって、窒素肥料の利用の効率化や環境負荷の軽減を推進します。

<事業目標>

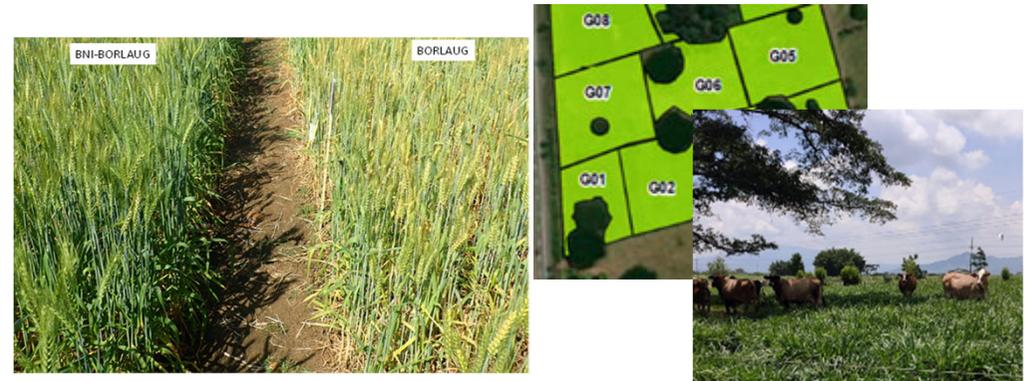
- 土壌特性の異なる地域向けの新たなBNI強化コムギを5系統以上作出 [令和10年度まで]
- GHG排出を3割削減する放牧管理システム1件及び炭素クレジット獲得のためのプロトコル1件の開発 [令和9年度まで]



<事業の内容>

1. 我が国が世界をリードする生物学的硝化抑制 (BNI) の研究分野において、グローバルサウスの各国に適応したBNI強化作物の開発や、同作物を活用した栽培体系の確立を通じて、同地域の窒素肥料施肥量や環境負荷の軽減に向けての取組を推進します。
2. TICAD 9 (日本) やCOP30 (ブラジル) 等の国際会議の場を活用し、国際農業研究機関と我が国の研究機関が一体となった取組を情報発信します。

<事業イメージ>



新たなBNI強化コムギ

BNI牧草を活用した放牧管理システム

我が国の研究機関と一体になった取組の情報発信

期待される効果

- 国際連携により、多様なBNI強化作物の開発・活用を促進
- 窒素肥料の利用効率化と環境負荷の軽減
- 世界の農業の持続的な生産性向上への貢献

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 農林水産技術会議事務局国際研究官室 (03-3502-7466)

18-3 アフリカの食料安全保障と栄養の改善に向けた国際研究プログラム

【令和7年度予算概算決定額 36 (37) 百万円】

<対策のポイント>

G7広島サミットでの世界の食料安全保障に関する議論等を踏まえ、次回以降のアフリカ開発会議（TICAD）等を見据え、気候変動への対応や栄養供給の向上に資する作物品種の開発や栽培体系を構築し、アフリカの食料安全保障と栄養の改善に向けての取組を推進します。

<事業目標>

- 耐塩性、耐干性に優れたイネ2品種の開発 [令和8年度まで]
- 在来品種より栄養価の高いヤマイモ系統を2つ以上、ササゲ系統を3つ以上開発し、作物ごとに高収量となる栽培体系を構築 [令和7年度まで]

<事業の内容>

1. 国際農業研究機関が保有する多様な遺伝資源や現地の実証圃場を活用し、気候変動によって拡大を続けるアフリカの不良環境地にも適応した作物品種の開発や、アフリカの食文化と地域作物を活用した、より栄養価の高い作物系統の開発を、各国のパートナーと連携して推進します。
2. 各国政府とのネットワークやTICAD 9（日本）等の国際会議の場を活用し、国際農業研究機関と我が国の研究機関が一体となった取組を情報発信します。

<事業イメージ>

○耐塩性・耐干性
イネ品種の開発



○高栄養ヤマイモ・ササゲ系統の開発



我が国の研究機関と一体となった取組の情報発信

<事業の流れ>



期待される効果

- アフリカの食料安全保障と栄養の改善
- 次回以降のアフリカ開発会議（TICAD）に貢献



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 農林水産技術会議事務局国際研究官室 (03-3502-7466)

19-1 国際熱帯木材機関本部事務局設置経費

【令和7年度予算概算決定額 22(22)百万円】

<対策のポイント>

熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を図るため、「国際熱帯木材協定」に基づき設置された**国際熱帯木材機関（ITTO）の活動を支援**します。

<事業目標>

国際熱帯木材機関本部事務局設置に係る経費を拠出することにより、円滑な事務局運営に貢献します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

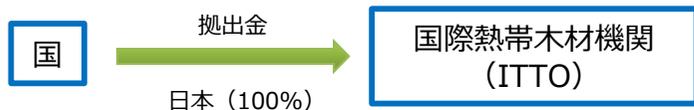
1. 背景・課題

- ① 国際熱帯木材機関（ITTO）は、1986年に、「**国際熱帯木材協定**」に基づき、熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を図ることを目的として**設立された国際機関**です。本部は、**横浜市**に所在します。
- ② 地球規模での熱帯林の保全の必要性が国際的に指摘されている中、持続可能な熱帯林経営の促進に向けてITTOが果たす役割は極めて重要です。

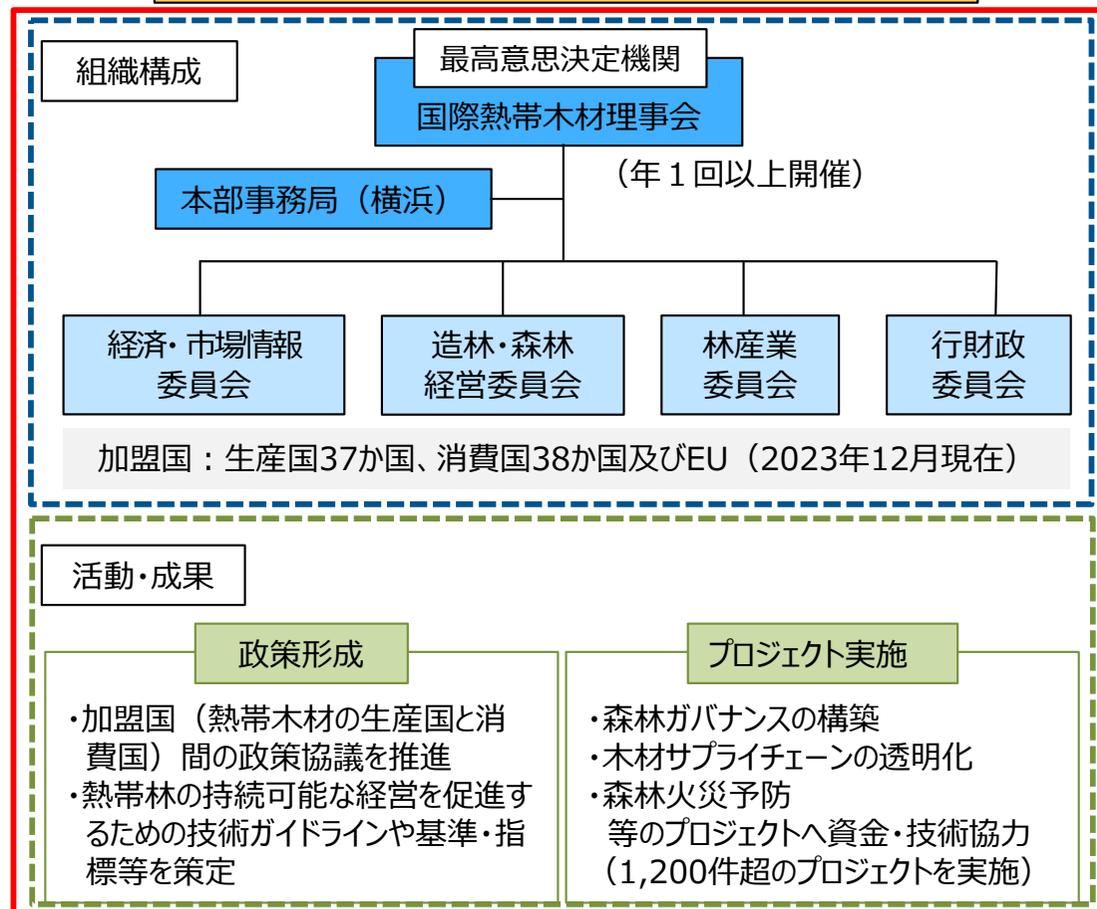
2. 事業の内容

我が国は、ITTOのホスト国として、熱帯林の保全に積極的に取り組む姿勢を示すため、ITTOと日本政府が締結した「**日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定**」（1988年）に基づき、ITTOの**本部事務局設置経費**を拠出します。

<事業の流れ>



本部事務局設置経費の拠出を通じてITTOの活動を支援



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 林野庁木材利用課 (03-3502-8063)

19-2 持続可能な木材サプライチェーン構築・展開支援事業

【令和7年度予算概算決定額 75 (75) 百万円】

<対策のポイント>

熱帯林の保全と脱炭素社会の実現に貢献するため、**国際熱帯木材機関 (ITTO) を通じ**、地球規模課題と地域ニーズを最適化する「**持続可能な森林経営**」の実践及び「**持続可能な木材利用**」の推進体制の構築を支援します。これにより、食料生産等森林以外の土地利用と調和しつつ、**森林の持続性を確保**します。

<事業目標>

ITTO加盟国のうちの10か国以上において、合法で持続可能な木材サプライチェーンの構築に関連する具体的な取組（能力開発、制度改善、評価制度の導入等）を実施。

<事業の内容>

1. 背景・課題

- ① 森林は二酸化炭素を吸収し、木材は炭素を固定することから、「**持続可能な森林経営(SFM)**」及び「**持続可能な木材利用(SWU)**」は、カーボンニュートラル（ネット・ゼロ）の実現に大きく寄与します。
- ② 他方、重要な熱帯林資源を持つ**南米やアフリカ**においては、農地拡大等による**森林以外の土地利用への転用による森林減少**が進行しています。また、生物多様性保全の世界目標である「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」との調和が望まれます。
- ③ これに対し、ITTOは、これまでの熱帯林における知見を活かし、食料生産等と調和した収益性の高い森林経営の導入や木材利用促進を担う人材の育成等、**持続可能な木材サプライチェーンを構築**することが可能です。

2. 事業の内容

- ① **我が国の経験を活用した「持続可能な木材利用」の展開支援**
40 (40) 百万円
G7会合等で、新たに「**持続可能な木材利用**」の重要性が**確認**されたことを受け、アジア・太平洋地域における**木材利用拡大プロジェクト**の展開等を支援します。
- ② **地球規模課題と地域ニーズへの対応を最適化する持続可能な熱帯林経営の実践**
35 (35) 百万円
南米・アフリカ等を対象に、**熱帯林の生物多様性の保全や食料生産と調和した持続可能な熱帯林経営とその利用**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

持続可能な森林経営 (SFM)

- ・持続可能な森林経営は、**生物多様性の保全**や**持続可能な木材利用に不可欠**。
- ・特に、南米・アフリカ等の熱帯地域においては、**地域のニーズを考慮した**、合法で持続可能なサプライチェーンの構築が必要。

持続可能な木材利用 (SWU)

- ・我が国が議長国を務めた2023年G7において、**SFMに加え、新たに確認・発信**。
- ・我が国の官民連携によるSWU推進の取組の経験をもとに、主に輸出に依存してきた熱帯木材生産国を対象に、木材利用推進を支援。

SFMとSWUをつなぐ「持続可能なサプライチェーンの構築」により、熱帯林の保全とカーボンニュートラルを実現

- ✓ 熱帯林を擁するグローバルサウス諸国における、地域ニーズを踏まえたSFMの確立
- ✓ SFM及びSWUの実践により、気候変動の緩和や熱帯林の生物多様性の保全等の国際目標の達成を支援
- ✓ SWUの展開により、森林資源を循環的に利用し、カーボンニュートラルを実現

【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 林野庁木材利用課 (03-3502-8063)

20 アジア・アフリカ地域の農民組織等の能力向上支援事業

【令和7年度予算概算決定額 27（39）百万円】

<対策のポイント>

地域経済の活性化ひいては世界の食料安全保障の確立に貢献するため、国際機関等と連携し、農民組織等の育成・強化及び生産性・品質の向上に資する人材の育成を支援します。

<事業目標>

各研修終了後の研修員のアクションプランの共有率80%、各研修修了1年後のアクションプランの実行／着手率70%以上。
(アフリカ地域及び後発開発途上国は50%以上)

<事業の内容>

課題・背景

ウクライナ情勢の影響による世界的な食料価格の高騰や気候変動による食料不足等によって、食料安全保障が重要視される中、アジア・アフリカ地域においては、食料システムや農民組織等の脆弱性などの課題を抱えている。これらの課題克服のため、農協・農民組織等の強化に取り組む人材の育成が重要となっている。

事業概要

ICAへの拠出により、以下を実施します。

- ① 農民組織に所属する研修員に対し、広く研修を実施
- ② 選考した研修員に対し、現地視察等を通じた農民組織力強化に資する人材の育成
- ③ 研修OBに対し、アンケート調査及び現地訪問によるフォローアップ指導の実施

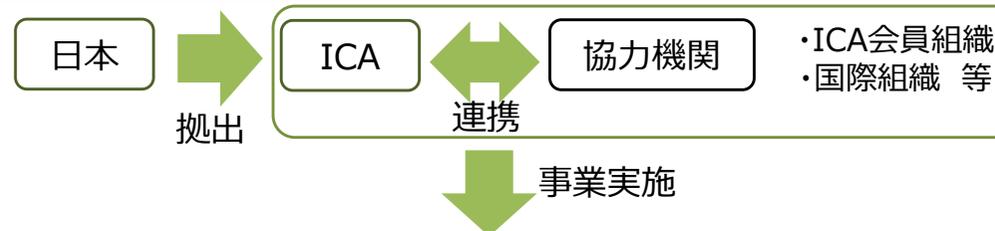
期待される効果

- 我が国が重視する国から研修員を招へいすることにより、我が国の農業政策等の周知・啓蒙を図ります。
- 農民組織人材育成を通じた地域経済の活性化により、世界の持続的な食料安全保障の確立に貢献します。

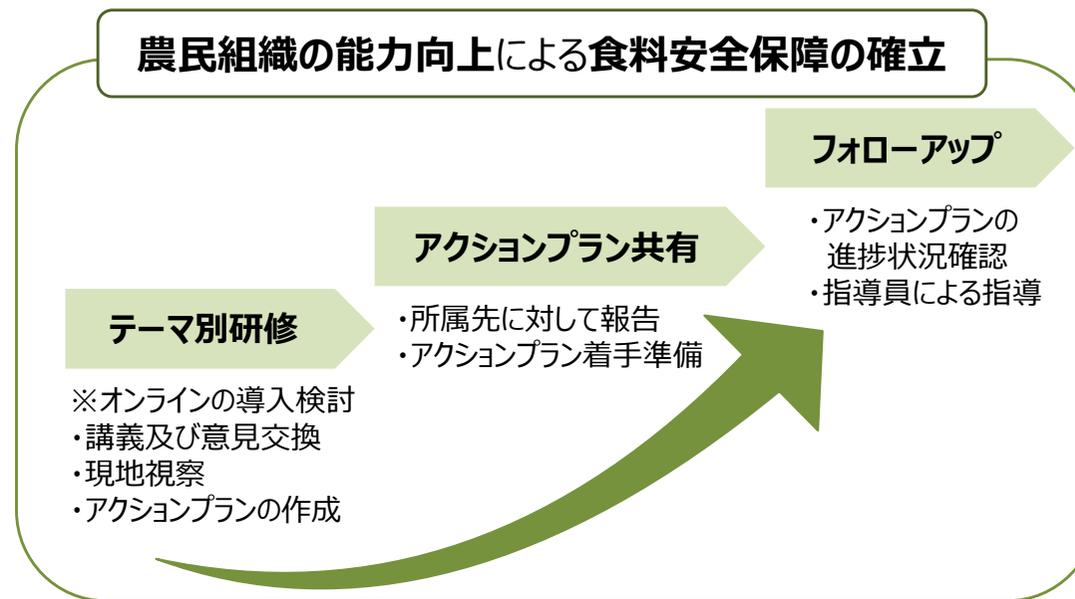
<事業の流れ>



<事業イメージ>



農民組織の能力向上による食料安全保障の確立



【お問い合わせ先】 輸出・国際局 新興地域グループ (03-3502-5930)

21 植物新品種のグローバルな保護・活用の環境整備支援事業

【令和7年度予算概算決定額 80（33）百万円】

〈対策のポイント〉

我が国の輸出・知財戦略上重要な国において、国際的に調和した植物品種保護制度の整備支援や植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析を行うことにより、植物新品種保護国際同盟（UPOV）への加盟促進や品種保護制度の強化に向けた取組を行います。

〈事業目標〉

- 今後、5か国以上がUPOVに加盟[令和10年度まで]
- 保護品種のライセンス生産により、生産者の経営安定・収益向上に効果がある事例分析を3件以上実施[令和10年度まで]

〈事業の内容〉

1 国際調和した植物品種保護制度の整備支援

UPOV事務局によるアジア諸国等のUPOV加盟促進と品種保護制度の充実に向けた取組を支援します。

- ①新品種の開発と普及促進におけるUPOV制度の役割と便益の周知・啓発
- ②UPOV条約に則した法整備支援
- ③UPOV e-PVPのデジタルツール活用や審査協力に向けた取組を推進

2 植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集・分析等

UPOV事務局による海外ライセンスの成功事例などの調査や各国の品種保護制度の強化に向けた取組を支援します。

- ①植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析
- ②持続可能な農業に資する新品種の導入等に向けた制度整備支援

〈事業イメージ〉

国際的な品種保護の課題

- アジア諸国をはじめ、途上国では、国際水準の品種保護制度が整備されていない国が多く、我が国の優良品種の無断栽培を防止できない。
- 海外ライセンス生産等、品種の保護・活用をグローバルに進めていく必要。

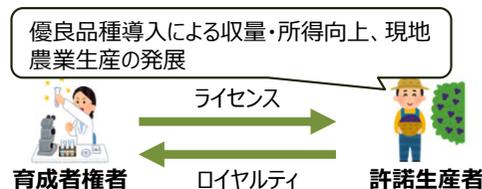
事業内容

1. 国際調和した植物品種保護制度の整備支援

- アジア諸国等のUPOV加盟に向けた取組を促進
 - ・UPOV制度の役割・便益の周知啓発
 - ・法制度や審査実施体制の整備
 - ・UPOV e-PVP活用や審査協力の取組推進

2. ①植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析

優良品種のライセンス生産による農家の所得向上等の事例の調査・分析・横展開



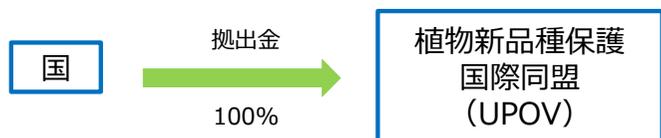
2. ②持続可能な農業に資する新品種の導入に向けた制度整備支援

気候変動への耐性や環境負荷の低減といった特性を持つ、食料安全保障、持続可能な農業に資する品種の導入等に必要な、品種保護制度の整備や審査協力に向けた取組を支援



海外ライセンス生産に必要な国際水準の品種保護環境をグローバルに整備

〈事業の流れ〉



[お問い合わせ先] 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6444)

22 メコン河流域における農業生産基盤強化推進事業

【令和7年度予算概算決定額 39（36）百万円】

＜対策のポイント＞

メコン河委員会（MRC）を通じて、これまで我が国が東南アジア諸国で実施してきたかんがい分野における取組を活かし、メコン河流域国に対し技術的支援を行います。また、メコン河流域国のタンパク源確保のため、魚道整備に関し、他ドナー国との国際協調案件として、我が国の知見を活かした支援を行います。

＜事業目標＞

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデル構築（4地区以上のプロジェクトを実施〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

2020年11月の第12回日・メコン地域諸国首脳会議にて採択された「共同声明」において、メコン河委員会との連携の必要性が強調されています。

また、これまで我が国は東南アジア諸国に対し、かんがい技術に関するガイドラインの策定及び人材育成を実施してきており、それら成果について、メコン河流域国に普及させるため、当該機関に専門家を派遣し、下記の取組を行います。

- ① 我が国が、東南アジア諸国での導入について調査検討してきた技術（ほ場整備、TM/TC（遠方制御監視装置）、施設長寿命化、ICT（情報通信技術）を活用した水管理、参加型水管理、地下かんがい等）に関し、メコン河流域国が相互に抱える課題解決のために活用可能な「技術マニュアル」を取りまとめます。
- ② 我が国が、東南アジア諸国で育成した技術者とともに、「技術マニュアル」の適用性調査・普及のため、各国で地域単位及び全国規模のワークショップを開催し、我が国の支援の成果を普及させます。
- ③ これまでにMRCによって作成された魚道整備ガイドラインに基づき、米国内務省（USDOI）及びオーストラリア国際農業研究センター（ACIAR）と連携し、新たな魚道整備の優先箇所調査を行うとともに、同ガイドラインの理解醸成のためのワークショップを行い、それを通じて人材育成を行います。

＜事業の流れ＞

〔事業実施期間：令和3年度～令和7年度〕



【お問い合わせ先】（1）輸出・国際局新興地域グループ（03-3502-5913）
（2）農村振興局設計課海外土地改良技術室（03-3595-6339）

＜事業イメージ＞

これまで東南アジア諸国で実施してきた取組を活かした支援

＜これまで我が国が東南アジア諸国で実施してきたかんがいに関する取組＞

プロジェクトを通じて実証・策定した技術マニュアル

- ・参加型水管理
- ・ほ場整備
- ・施設の長寿命化
- ・テレメータ・テレコントロールシステム
- ・地下かんがい
- ・ICTを活用した水管理（水管理省力化）
- ・間断かんがい etc.

人材育成（キャパシティビルディング）

MRCガイドンス

マニュアルの取りまとめ

我が国の支援の成果普及



魚道整備に関する支援

前歴事業で策定された魚道整備ガイドラインを活用し、新たな魚道整備のための優先箇所調査を行います。また、同ガイドラインの理解醸成のためのワークショップを行い、それを通じた人材育成を行います。



魚道整備ガイドライン



ワークショップ

23 食料安全保障と地域発展のための地域食料システム構築支援事業

【令和7年度予算概算決定額 46(-)百万円】

<対策のポイント>

本事業では、当省が国連世界食糧計画（WFP）と連携してこれまで実施してきた事業において培われたノウハウ、グッドプラクティスを分析し、「西アフリカ地域支援モデル（日本モデル）」として取りまとめ、その結果を周知・啓発することで、西アフリカ地域の食料安全保障に貢献します。また、対象地域において資機材調達を含む事業実施の知見を有する国連WFPとの連携により、日系民間企業パートナーと事業実施することで、西アフリカ進出に関心のある我が国の民間事業者が同地域に新規参入するリスクを下げ、事業展開に貢献します。

<事業目標>

- 西アフリカ地域協力モデル（日本モデル）の策定・普及・発信により、同地域の食料システム構築に貢献し、我が国の貢献のアピールとプレゼンス向上を図る
- 日系民間企業パートナーとの連携を通じた我が国企業の事業展開の後押しに貢献する

<事業の内容>

食料安全保障と地域発展のための地域食料システム構築支援事業

本事業では、西アフリカ地域（セネガル）において、国連世界食糧計画（WFP）が実施する学校給食の事業との連携を念頭に、地元小規模農家に対する農業支援、食育の推進、食品調達・運営モデルの分析及び改善等を通じ、強靱で持続可能な食料システム構築を目指す。

また、これまでの事業で培われたノウハウ、グッドプラクティスを分析し取りまとめ、その中で構築された一連の支援モデルに基づいた活動を民間企業と連携して実施することにより、我が国の技術・イノベーションの国際展開や、スタートアップやベンチャー企業など日系中小企業等が、西アフリカ地域における事業展開を後押しする。

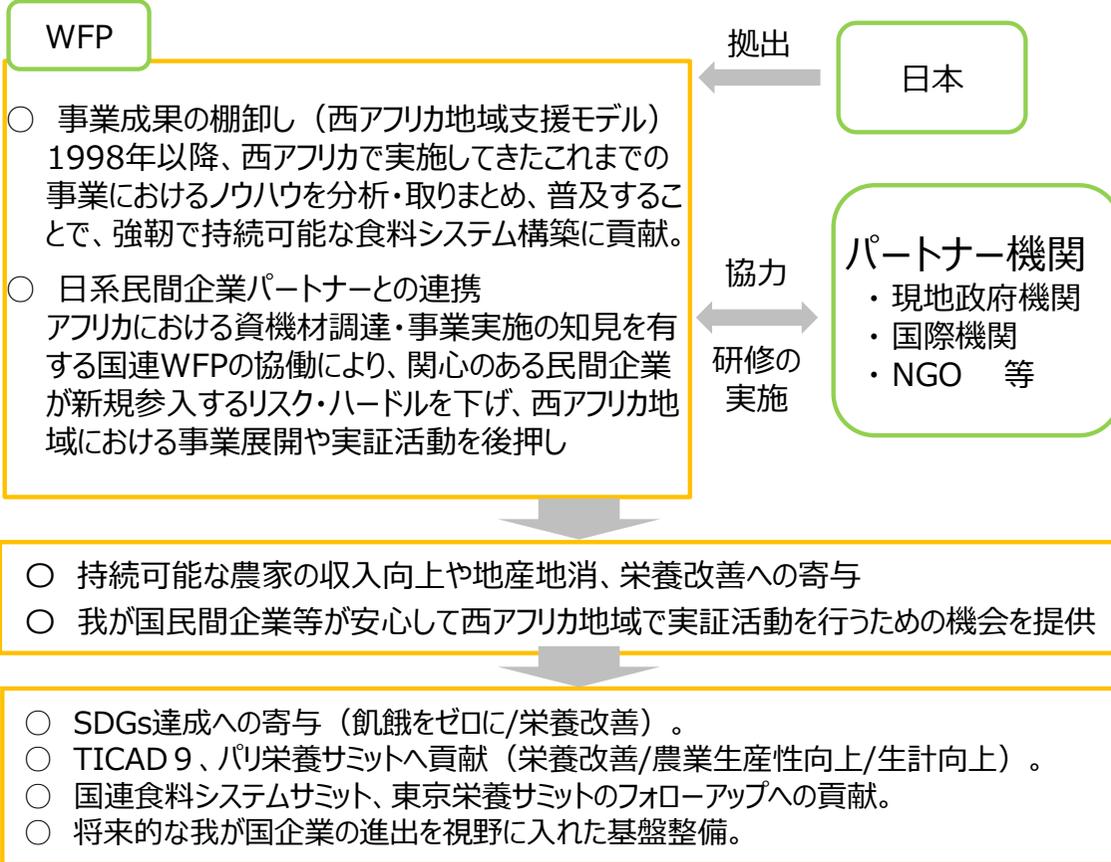
<参考：国連世界食糧計画（WFP）とは>

- WFPは1961年に設立。2020年ノーベル平和賞受賞。
- 本部はローマにあり、120以上の国・地域で活動する国連機関。
- 日本は世界第7位の拠出国（2022年）。
- 主な活動内容として、①自然災害や紛争などにより深刻な食料・栄養不足にある人々への食料配布、②成長や教育を目的とした食料支援、③労働・職業訓練の対価としての食料支援、④小規模農家の生産性向上のための食料支援。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局 新興地域グループ (03-3502-5913)
 (2) 輸出・国際局 国際戦略グループ (03-3502-8498)

24 東南アジア地域持続的水産業推進事業

【令和7年度予算概算決定額 171（186）百万円】

<対策のポイント>

東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）が実施する地域の持続的発展や食料安全保障のための持続的水産業の推進に係る取組を支援し、ASEAN諸国との協力関係の強化を図ります。

<事業目標>

- 持続的な水産資源利用の実現のためのIUU漁業削減や漁獲データ収集改善に関する取組を実施 [2029（令和11）年度まで]
- 持続的な養殖技術の普及に関する取組を実施 [2029（令和11）年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 東南アジア共通課題対応推進事業

78（83）百万円

IUU漁業対策をはじめとする東南アジア共通の課題への対応力を強化するとともに、我が国とASEAN諸国の国際場裡における連携強化のため、寄港国措置協定の実施等を含む漁業のモニタリング・管理・監視（MCS）やトレーサビリティ制度構築などのIUU漁業対策、漁業統計・情報の収集と共有、水産物貿易等の国際的な課題に関する能力開発等の取組を支援します。

2. 東南アジア資源管理推進事業

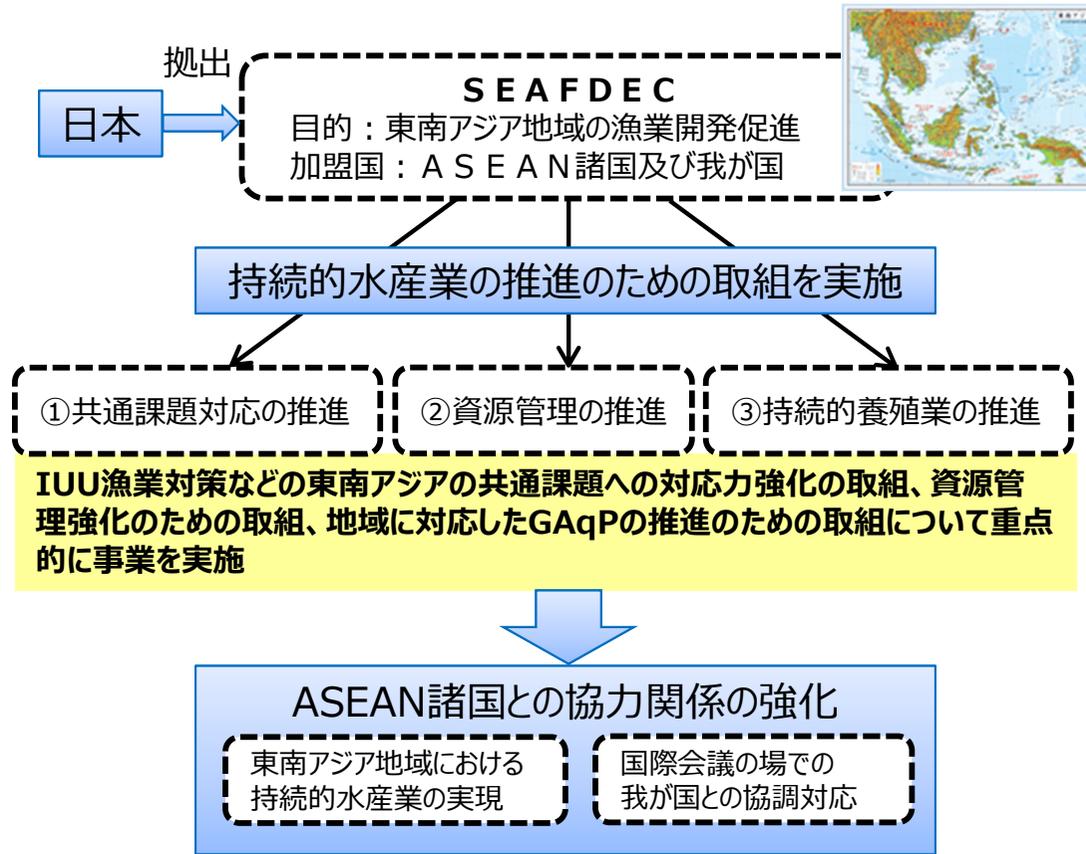
62（68）百万円

東南アジア地域の水産資源管理を推進して持続可能な漁業を推進するため、地域の主要小型浮魚やマグロ類の資源・リスク評価の強化、海洋環境モニタリングの強化、国際的な取引規制についての議論対象とされているサメ・エイ及びウナギの管理推進、小規模漁業における地域資源の持続的利用推進に関する取組を支援します。

3. 東南アジア持続的養殖業推進事業

31（35）百万円

東南アジア地域の食料増産ニーズに対応しつつ持続可能な養殖業を推進するため、地域ニーズに対応した養殖魚種の魚病・衛生管理対策や魚粉代替餌料の開発など、環境・安全に配慮した養殖手法(GAqP)の推進をはじめとする取組を支援します。



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 水産庁国際課 (03-3503-8971)

25 ASEAN地域における強靱で持続可能な農業・食料システム構築支援事業

【令和7年度予算概算決定額 38（38）百万円】

<対策のポイント>

「日ASEANみどり協カプラン」に基づき、我が国スマート農業技術の実証・普及・展開や農業の環境負荷軽減、生産性向上に向けたキャパシティビルディングをASEAN事務局及びERIAと連携して行い、ASEAN地域における強靱で持続可能な農業及び食料システムの構築や現地の食料安全保障に貢献します。

<事業目標>

- スマート農業の実装技術数（3技術 [令和9年度まで]）
- キャパシティビルディングを踏まえた農業取組事例（3事例 [令和9年度まで]）

<事業の内容>

1. ASEAN地域向けスマート農業技術の実証・普及・展開（拡充）

2023年10月に採択された「日ASEANみどり協カプラン」に基づき、みどりの食料システム戦略を通じて我が国が培ってきた知見やスマート農業技術を同じアジア・モンスーン地域に属するASEAN地域において活用することにより、強靱で持続可能な農業・食料システムの構築に貢献します。

- 我が国の持つ技術が現地の農業環境に適用可能か、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）への拠出により評価検証を行います。
- ASEAN事務局への拠出を通じて技術の現地実証を行います。
- 実証の成果の普及・展開を図るため、
 - ASEAN各国政府向けのセミナー等を開催し、成果を情報発信します。
 - 技術の現地適用性及び広域化を高めるため、ASEAN諸国内の研究ネットワークを有するERIAと協働し、啓蒙普及活動を実施します。

2. 農業の環境負荷軽減、生産性向上に向けたキャパシティビルディング

ASEAN地域の農家又は行政官等に対する研修や農業の専門家派遣を行い、環境負荷軽減のための農業技術や農産物の付加価値向上に向けたキャパシティビルディングを行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

現状と課題

- ASEAN地域では、農業の労働生産性が低く、環境への負荷が高い農業が展開。
- 頻発する自然災害、ロシアによるウクライナへの侵攻の影響等により、食料や肥料などの農業資材価格が上昇し、世界の食料供給に影響。
- 農業の生産性を高めつつ、農業・食料システムの持続可能性を高める必要。
- 日本とASEAN各国には高温多湿、水田・中小農家中心といった共通点。

日ASEANみどり協カプラン

- 日本の経験：研究開発、人材育成、その他政策を通じたイノベーション
- 日本の経験を踏まえ、各国が最適な技術協力を選択

施肥の適正化や農産物の付加価値向上に向けた研修の実施や専門家派遣

自動操舵技術による生産性向上と労働時間の削減（タイ）

衛星データを活用した自動区画化技術と土壌診断による肥料の削減（タイ、フィリピン）

- 強靱で持続可能な農業・食料システムの構築
- アジア・モンスーン地域の取組モデルとして世界に発信

【お問い合わせ先】 輸出・国際局国際地域課（03-3502-8087）

26 アセアン地域の大学と連携した農業・食品産業人材育成促進・活用事業

【令和7年度予算概算決定額 48（78）百万円】

<対策のポイント>

我が国の農林水産物・食品の輸出拡大を実現するために必要となる、**農業・食品産業の海外展開に資する現地の担い手の育成と日本発の食品規格の国際化を促進**するため、アセアン地域の主要大学等において、学生及び現地民間企業等を対象とした、農産物・食品のバリューチェーンに関する専門講座、食品規格や関連する技術を含めた研修の実施を支援します。

<事業目標>

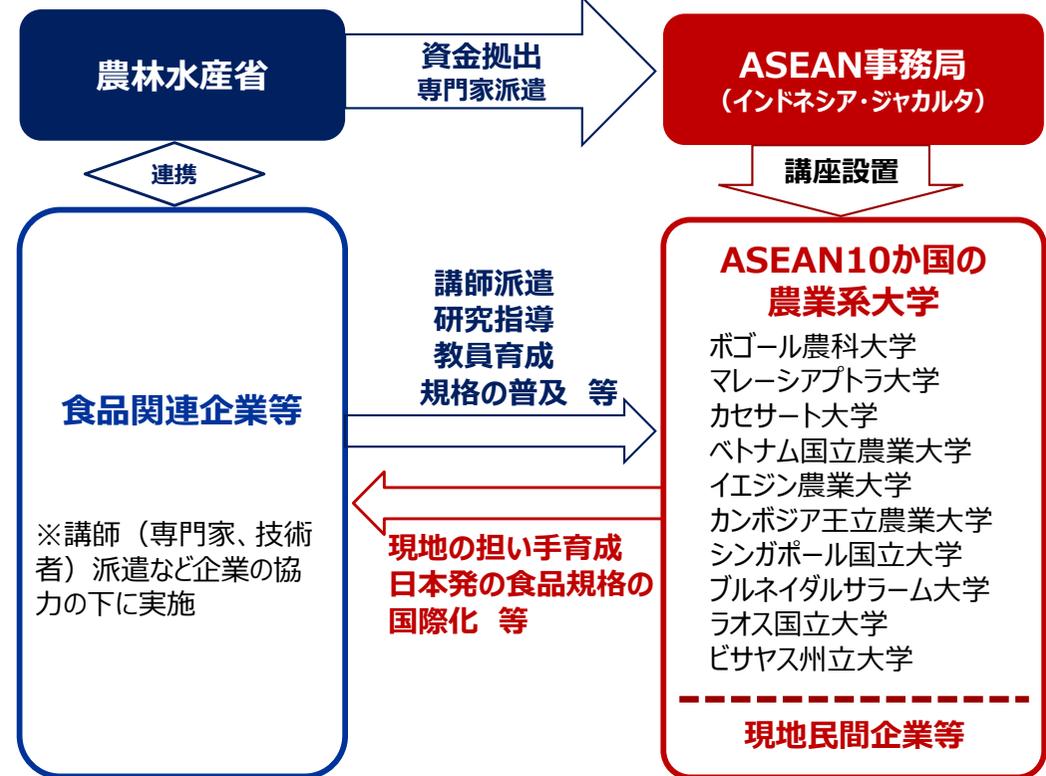
- 3か国以上で、農産物・食品のバリューチェーン関連の学部生・院生を年間150人以上養成 [令和8年度まで]
- 3か国で現地食品事業者等による日本の標準・規格の理解・活用を促すことにより、現地の課題解決に貢献するとともに各国との関係を強化 [令和8年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

アセアン諸国の連携大学等での専門講座等の実施

- ① アセアン諸国の連携大学に農産物・食品のバリューチェーンに関する専門講座を開講し、日本の民間企業等の協力の下、種苗生産から食品の加工流通、消費に至る分野（種苗、持続可能な農業、食品加工、流通、外食産業、マーケティング、知的財産権、環境対策、分析技術、食品安全管理、食品規格等）について、我が国からの農林水産物・食品の輸出拡大やみどりの食料システム戦略推進に資するよう、現地の担い手の育成につながる実践的な学習等を支援します。
- ② 連携大学等において現地民間企業や政府機関等も対象に、食品の機能性成分に係る試験方法規格（JAS）、日本発の食品安全マネジメント規格（JFS）等に関する講義、実習等について、現地での研修をより効果的に行うため、オンラインでつないでの講義や動画を活用した講座を提供します。



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
 輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6444)
 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6744-2096)

27 アセアン食料安全保障情報の地理空間情報化支援事業

【令和7年度予算概算決定額 43（－）百万円】

<対策のポイント>

アセアン地域において、衛星データの解析による作物の作付・作柄情報の作成、統計情報と連携させた分析等の実施、視覚的に理解可能な地理空間情報化を支援し、アセアン諸国の食料安全保障体制強化に貢献します。

<事業目標>

令和9年度までに以下の事項を達成します。

- 衛星画像の解析によるコメの作付面積及び作柄情報を定期的に公表
- 統計情報等の分析結果を掲載する国別ダッシュボード及び、統計情報と衛星データを連携させたGISを構築
- 少なくとも5か国において本事業で得られた衛星データ等の知見を活用した統計情報分析レポートを定期的に行政部局に提供

<事業の内容>

1. 衛星データの解析・提供

- ① アセアン諸国において、衛星データを活用したコメの作付面積把握の実装化及び定量的な作柄把握の技術を開発し、他作物への拡大を図ります。
- ② 衛星データ等を活用した小地域（郡・市町村レベル）に係る情報を作成・提供します。

2. GIS等を用いた利便性の高い情報をAFSISから発信

- ① アセアン食料安全保障情報システム（AFSIS）のデータベースを改善します。
- ② 衛星データ解析活動で得られるデータを定期的に公表します。
- ③ AFSISホームページに国別ダッシュボードを作成します。
- ④ 統計情報と衛星画像を連携させたGISを構築します。

3. 衛星データ等を活用した各国の能力開発

本事業で実施する衛星データ解析やGIS等を活用した情報発信に係る研修を実施します。

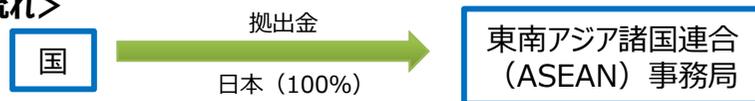


4. 事業成果の有効活用検討

AFSIS担当官会議において、本事業の成果を共有するとともに、事業方向性や成果の継続利用に関する課題を議論します。



<事業の流れ>



<事業イメージ>

ASEAN地域における食料安保情報の開発ニーズ

食料安全保障情報の利便性向上のための地理空間情報化

- ・ 政府の施策立案、スマート農業やマイクロファイナンス等の各種関連事業の意思決定や進捗確認に活用可能な、タイムリーできめ細やかなデータへのニーズ上昇
- ・ 人工衛星データやGISを活用した統計作成への期待

既存事業の成果を活用

事業内容

先進技術導入による情報提供の改善

- ・ 衛星データの活用
- ・ 国別ダッシュボードの作成
- ・ 情報の視覚化のためのGIS化

+

先進技術導入のための能力開発

- ・ 能力開発研修の実施、各国での実践
- ・ 事業活動の継続実施の検討

提供情報の高度化

期待される効果

- ・ 情報の利用者の利便性向上（民間投資の誘引促進）
- ・ AFSISのアセアン地域における食料安全保障情報のハブとしての機能強化
- ・ 我が国先進技術や日系企業の海外展開促進
- ・ 我が国食料安全保障の確保

【お問い合わせ先】

- (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
- (2) 大臣官房統計企画管理官 (03-3502-8092)

28 カツオ・マグロ資源管理能力強化等支援事業

【令和7年度予算概算決定額 36 (36) 百万円】

<対策のポイント>

加盟国の資源管理能力向上のための支援を通じて、**カツオ・マグロ類等の資源管理の推進、持続的生産及び我が国への安定的な供給の確保**を目指します。

<政策目標>

地域漁業管理機関を通じてカツオ・マグロ類等資源の適切な保存管理を実現するために、WCPFCでは毎年6つ、ICCATでは毎年8個の保存管理措置を採択。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 大西洋カツオ・マグロ資源管理能力強化等支援事業 15 (15) 百万円

- 大西洋におけるカツオ・マグロやサメ類資源の管理に係る監視・取締り措置の実施に必要な人材の開発について、アフリカを中心とする沿岸途上国への支援を行うことで、資源管理能力やIUU漁業対策の更なる強化を図るほか、機器開発や技術開発等とおして日本企業の海外進出を支援します。

2. 中西部太平洋カツオ・マグロ資源管理能力強化等支援事業 22 (22) 百万円

- WCPFC加盟国のうちミクロネシア等の太平洋島嶼国を対象に、資源管理能力の向上に加え、管理戦略評価（MSE）実施に対応する人材育成を行うことで、適切な資源管理が行われるよう支援を行い、我が国カツオ・マグロ類漁業者の主要漁場である中西部太平洋における資源管理の推進及びカツオ・マグロ類等の持続的生産及び安定的な供給の確保を目指します。

○ICCAT

- ・ 沿岸途上国の行政官や養殖事業者等に対し、人工知能（AI）による養殖クロマグロの迅速かつ正確な推計手法、データ分析方法等に関する研修を実施し、資源管理能力の向上に向けた人材育成・体制構築を行います。
- ・ 資源管理の高精度化に必要な標識放流・耳石収集調査の支援を行います。

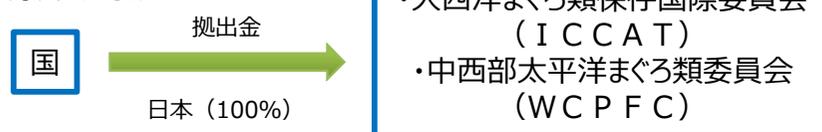


○WCPFC

- ・ 電子モニタリング（EM）により収集したデータの分析や電子報告（ER）を活用した漁獲の迅速かつ正確な報告を補助する人材の派遣など、資源管理能力の向上を目指し、人材育成・体制構築を行います。
- ・ 専門家を招いたワークショップを開催し、管理戦略評価（MSE）に関する理解促進を図ります。



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ
(2) 水産庁国際課

(03-3502-5913)
(03-3502-8460)

<対策のポイント>

近年の東南アジアで頻繁に発生している強大な台風や洪水等による被害に対して、被援助国のニーズに応えられるよう、政府米や加工米飯を事前に現地に配置する現物備蓄を実施します。また、貧困度合いの高い国における学校の授業に出席した生徒を対象とした米の持ち帰り支援や、中小規模の災害に対し柔軟かつ機動的に支援を行うプログラムを実施します。

<政策目標>

- 東アジア地域における大規模災害等の緊急時に米を支援するアセアン+3 緊急米備蓄（アプター）の取組を推進することで、食料安全保障の強化及び貧困の撲滅に貢献するとともに、地域における我が国のプレゼンスの維持・向上を図る（これまで我が国は、協定発効後、計 7,852トンの政府米等を提供した）。

<事業の内容>

<背景>

- 2012年7月、アセアン+3緊急米備蓄（アプター）協定が発効しました。
- 我が国は、被災国に対する政府備蓄米等の拠出により、各国から高い評価を受けています。
- また首脳会議等の場において、我が国より食料安全保障分野での貢献を強く発信しています。

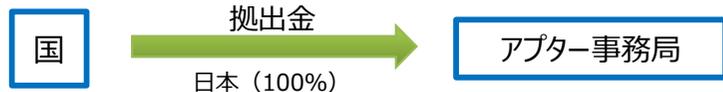
1. アプター協定に基づく資金の拠出 11 (10) 百万円

- アプター協定に基づく運営経費に対する義務的な拠出を行います。

2. 現物備蓄事業 84 (85) 百万円

- 台風や洪水等の緊急時に備える仕組みとして、政府米や加工米飯を事前に現地に配置する現物備蓄を確実に実施します。
また、現物備蓄事業で保管した米を学校の授業に出席した生徒を対象として配布する持ち帰り支援や、中小規模の災害に対し柔軟かつ機動的に支援するための備蓄拠点の設置を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<支援の流れ>



<支援イメージ>

- 現物（現金）備蓄
台風や洪水等の災害時の初期対応として、予め被援助国に備蓄された政府米等を放出します。
これまでの実績
（1）現物備蓄 計6,312 トン（パイロット・プロジェクト以降 8,371トン）
（フィリピン、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー）
（2）現金備蓄 計1,540 トン（パイロット・プロジェクト以降 2,067トン）
（インドネシア、カンボジア、ミャンマー、タイ、フィリピン）
- 申告（イヤマーク）備蓄
2018年10月、アプター協定発効後初めてフィリピンとの間で申告（イヤマーク）備蓄実施のための覚書に署名しました（10,000トン。2024年10月に再延長）。



【お問い合わせ先】 （1）輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
（2）農産局農産政策部貿易業務課 (03-6744-1387)

30 アジア開発銀行と連携した持続可能な食料システム構築支援事業

【令和7年度予算概算決定額 51（30）百万円】

＜対策のポイント＞

ASEAN加盟国等において、我が国の環境配慮型の農業技術とJCM(二国間クレジット制度)※とを組み合わせ、質の高いカーボンをクレジットを創出するため、アジア開発銀行（ADB）と連携し、信頼性及び透明性の高い方法論を作成し、公表します。

※開発途上国と協力して温室効果ガス（GHG）の削減に取り組み、その貢献を定量的に評価するとともに、当該削減の成果を我が国と当該開発途上国で分け合う制度

＜政策目標＞

農業分野において、信頼性の高い方法論に基づきパリ協定第6条2項に沿ったJCMプロジェクトが民間事業者により遂行されることを通じ、ASEAN加盟国等におけるGHG削減、現地農家の所得向上、我が国の環境配慮型技術の海外普及に貢献するとともに、日本企業の現地での活動を円滑化させる基盤を整備します。

＜事業の内容＞

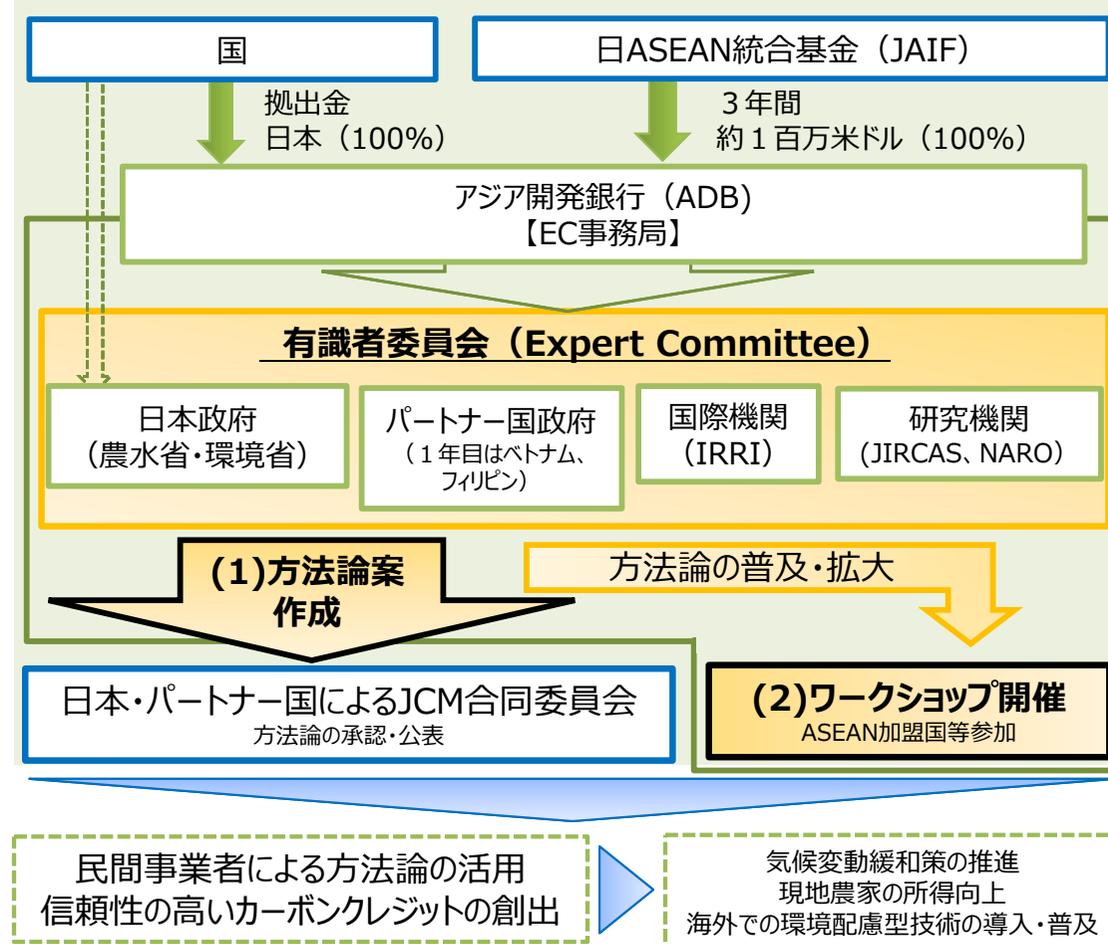
1. 信頼性の高いカーボンをクレジット創出のための方法論の作成・公表

- ADBを事務局として、日本国政府、パートナー国政府（令和6年度はベトナム及びフィリピン。令和7年度調整中）、国際機関等の専門家で構成される有識者委員会（EC）を開催します。
- 水田から排出されるメタン削減に資する間断かんがい（AWD）技術とJCMとを組み合わせ、信頼性の高いカーボンをクレジットを創出するため、本ECにおいて、令和6年6月に公表したフィリピン方法論案に続くAWDに係るJCM方法論案を検討し、公表します。
- 方法論案は、日本とパートナー国が共同で設置したJCM合同委員会に提出。承認後は、民間事業者が方法論に基づく手法に則り信頼性の高いカーボンをクレジットを創出することが可能となります。

2. 方法論の普及・拡大のためのワークショップの開催

- ASEAN加盟国等に対し、上記1.で作成した方法論を広く普及させるため、ECと連携する民間事業者が行うプロジェクトを活用したワークショップをパートナー国において開催します。

＜事業の流れ・イメージ＞



【お問い合わせ先】 輸出・国際局 国際戦略グループ（03-6738-6156）

31 気候変動対策のための水管理技術研究開発事業

【令和7年度予算概算決定額 13（13）百万円】

<対策のポイント>

国際水管理研究所（IWMI）を通じて、アジアモンスーン地域の各国が適用可能な、気候変動適応型の水管理技術の研究・開発を行います。

<事業目標>

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデル構築（1件以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

アジアモンスーン地域では、気候変動の影響により、これまで経験したことのない干ばつや洪水が多く発生し、水田農業を主体とする国々では、農業生産に多大な被害が発生しています。他方、これらの国々では、降雨データの収集・蓄積や、その変化に伴う干ばつ、洪水発生メカニズムに関する調査研究が乏しいことから、その対策の検討・実施が困難です。

このため、水管理の知見を有する国際水管理研究所（IWMI）を通じて、下記の取組を行います。

- ① 前歴事業で開発した干ばつ発生メカニズムのモデルを活用し、降雨パターンに応じた干ばつ・洪水の発生と、その規模を予測するモデルを構築するとともに、農村地域全体の干ばつ・洪水被害を軽減するため、かんがい用水の適切な管理手法を検討します。
- ② 本事業の成果をアジアモンスーン地域の各国に共有することにより、同地域の持続的な食料システムの構築に貢献します。

〔 事業実施期間：令和5年度～令和7年度 〕

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 農村振興局設計課海外土地改良技術室 (03-3595-6339)

<事業イメージ>

前歴事業

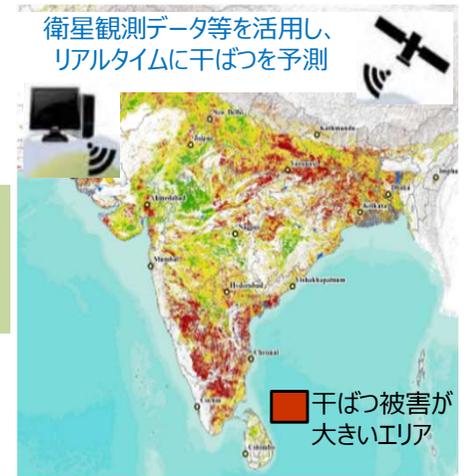
拠出先：国際水管理研究所（IWMI）
対象国：アジア地域（スリランカ等）

アジア地域の水管理技術の研究に長年取り組んでいるIWMIの知見・経験を活用し、干ばつ発生メカニズムをモデル化。

本事業

拠出先：国際水管理研究所（IWMI）
対象国：アジア地域（スリランカ等）

前歴事業で開発した干ばつ発生メカニズムのモデルを活用し、干ばつ・洪水発生を予測するモデルを構築するとともに、かんがい用水の適切な管理手法を策定することにより、アジアモンスーン地域の持続的な食料システムの構築を図ります。



32 IFADと連携した持続可能な農業・食料システム構築に向けた民間企業の活動支援事業

【令和7年度予算概算決定額 103（113）百万円】

<対策のポイント>

我が国及び世界の食料安全保障の強化は喫緊の課題となっており、持続可能な輸入調達を実現することは重要です。このため、国連の専門機関である国際農業開発基金（IFAD）と連携して、**民間企業が実施する途上国の農業の持続可能性、生産物の品質や生産性の向上等の取組を支援することで我が国及び世界の食料等の安定供給を図り、食料安全保障の強化に貢献します。**

<事業目標>

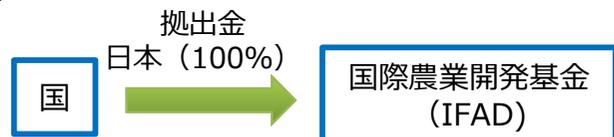
①途上国の農業の強靱性及び生産性等の向上、②民間企業による途上国からの持続可能な輸入調達の実現

<事業の内容>

持続可能な農業・食料システム構築に向けた国際協力

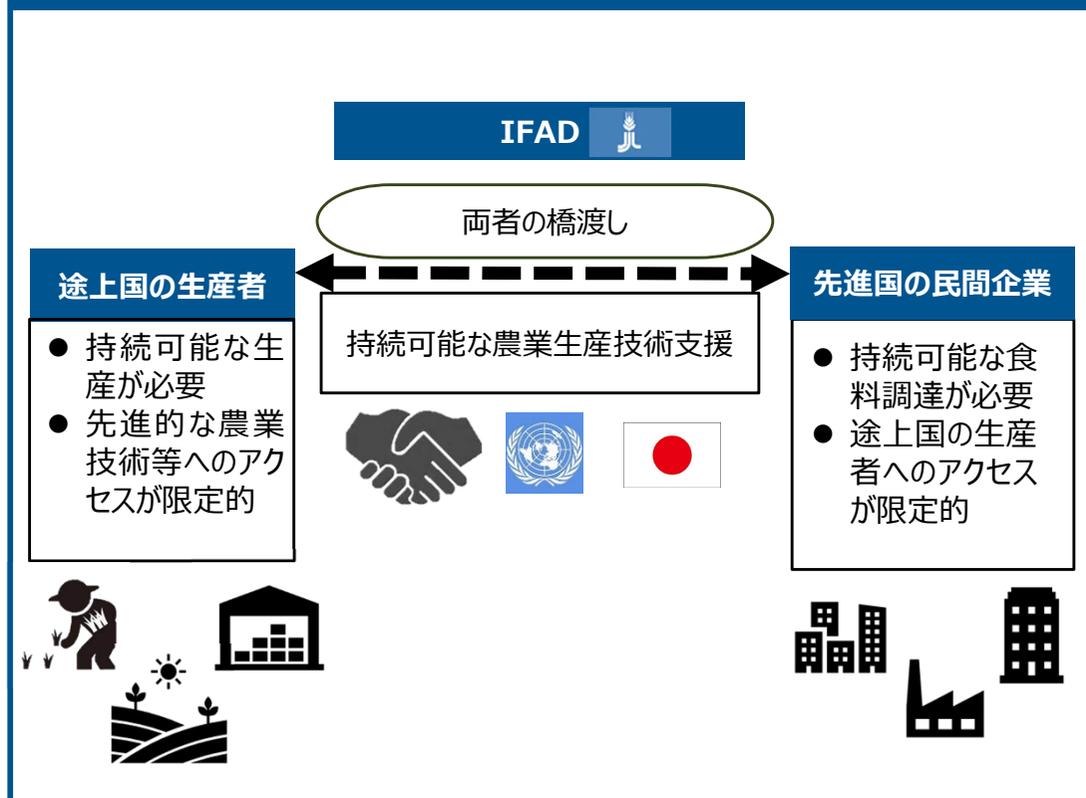
- ・持続可能な調達の実現に向けて取組に着手する企業が増加している一方で、特に途上国の小規模生産者とのネットワークを有しておらず、取組がスムーズに進まないといった困難を抱える企業が多く存在しています。
- ・2023年4月、民間企業と途上国の地域コミュニティの連携強化等が盛り込まれたG7農業大臣声明が採択され、**我が国としても国際的な取組を主導していく必要があります。**
- ・こうした状況に対応するため、**我が国からの拠出金**により、**IFAD**を通じて、民間企業と途上国の小規模生産者等との対話を促進するとともに、当該民間企業による、先進的な農業技術やイノベーションの実証や導入、持続可能なビジネスモデルの具現化等の取組を支援します。また、持続可能なビジネスモデル等の普及を促進するためのワークショップ等を開催するほか、事業をより円滑に実施するための分析も行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

IFADを通じた、民間企業等による持続可能な取組への支援



問い合わせ先：輸出・国際局 国際戦略グループ (03-3502-8498)
新興地域グループ (03-3502-5913)

33 アフリカにおける食料安全保障確立に向けた人材育成事業

【令和7年度予算概算決定額 28（31）百万円】

<対策のポイント>

ウクライナ危機に伴い露見したアフリカ地域における食料安全保障に向けた課題（サプライチェーンの脆弱性等）への対策の一環として、日本企業の技術を活用した食料の生産性向上を図る人材を育成するための実証調査及び研修を行います。

<政策目標>

日本企業の技術や機材に関する研修やセミナーを受けた農業者から3者以上が、生産性向上に資するプログラムを作成・実証し、5年以上活動を継続。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1 農業生産性向上のための日本の技術の活用人材の育成 28（31）百万円

- (1) アフリカの食料サプライチェーンにおける日本企業等が有する技術の導入可能性調査
農産物の生産・販売における課題やニーズ、及びそれら課題やニーズに対応可能な日本企業の技術や機材を調査し、導入の可能性を検証します。
- (2) アフリカへ導入可能な有用技術の実証調査
(1)のうち有望な技術や機材を選定し、生産性向上の効果を検証します。
- (3) 実証技術の活用・運用方法の研修
(2)の実証調査で導入可能な食料サプライチェーン中の分野を特定させ、現地農業者がその技術を習得するための研修を実施します。
- (4) 生産性向上に資する技術の普及に取り組む人材育成のためのセミナー
(3)の研修者のうち日本技術を活用するモデル農業者を選定し、周辺農家への技術普及のための現地セミナーを開催します。

- ウクライナ危機による、世界中で主要作物の高騰や在庫不足
 - アフリカの人口増による食料需要増
- ⇒ 農業生産性向上が課題



技術普及・人材育成



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局 新興地域グループ (03-3501-7402)

34 アジア地域の食料安全保障の確立に向けた農業経営研修及び研修効果実態把握事業

【令和7年度予算概算決定額 27(30)百万円】

<対策のポイント>

アジア地域の開発途上国の農業者を対象とした研修を通じ、アジア地域の持続可能な食料生産力の向上に貢献するとともに、我が国における農業人材確保に資する人的交流を図りつつ、我が国食産業の現地パートナーとなり得る人材育成など食産業の海外展開に資する環境を整備します。

<政策目標>

- 我が国の農業人材確保を見据えた人的交流のため、年間50名程度を我が国の中核的な農家に受け入れる。
- 研修やセミナーを受けた農業者のうち80%以上が5年以上活動を継続し、地域の中核農家になる。

<事業の内容>

○ 我が国食産業の海外展開及び我が国における農業人材確保へ貢献するため、アジア地域の若手農業者等を対象に、以下の活動を実施します。

(1) 農業経営研修

我が国の中核的な農家に滞在させ、実践的な農業生産技術の習得を中心に、加工・流通・販売活動を含めた包括的な農業経営を学ぶ研修を実施します。

(2) 研修効果実態把握

帰国後の研修修了生を対象に専門家等による調査・指導、及び我が国の中核的な農家による技術指導を実施します。

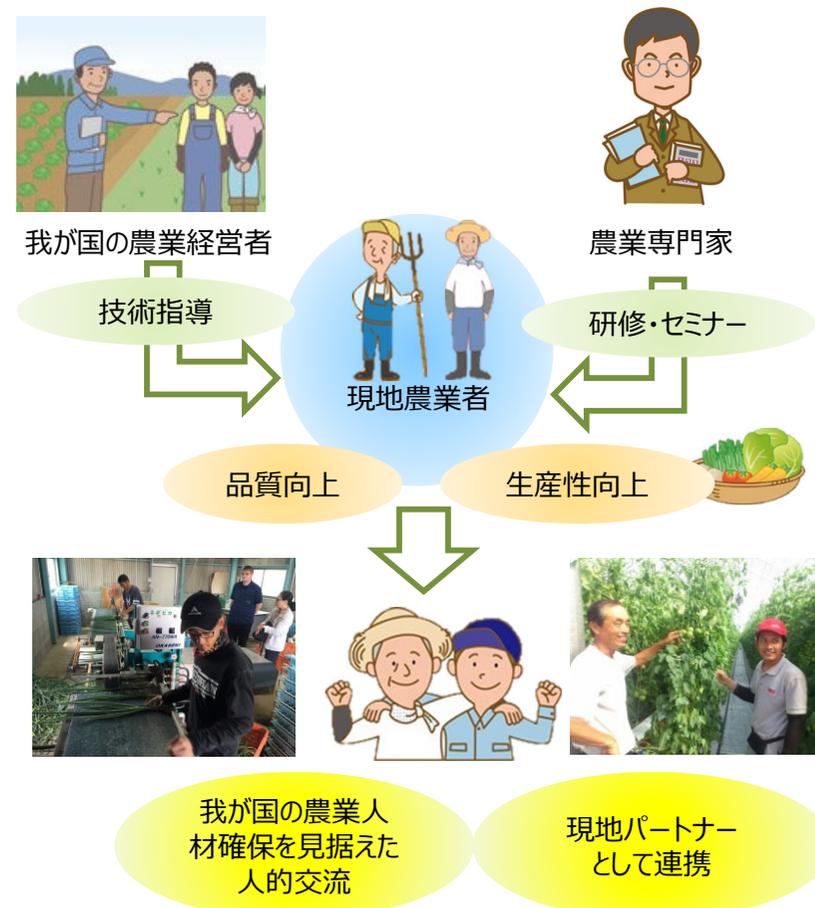
(3) ネットワーキングの機会創出

研修修了生に対し、ネットワーキングの機会を提供し、我が国の農業事情や先進技術等の情報提供を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局 新興地域グループ (03-3502-5930)

35 国際かんがい排水委員会等活動支援事業

【令和7年度予算概算決定額 43（47）百万円】

<対策のポイント>

国際かんがい排水委員会（ICID）や国際水田・水環境ネットワーク（INWEPF）での活動を通じて、かんがい排水に関する最新情報の収集、ソフトインフラを含む我が国の技術・研究の普及、関係国との協力関係の深化による国際連携等を推進し、国際的な議論をリードします。

<事業目標>

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルについて発信し、国際ルールメイキングに参画（5回以上〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国際かんがい排水委員会活動支援

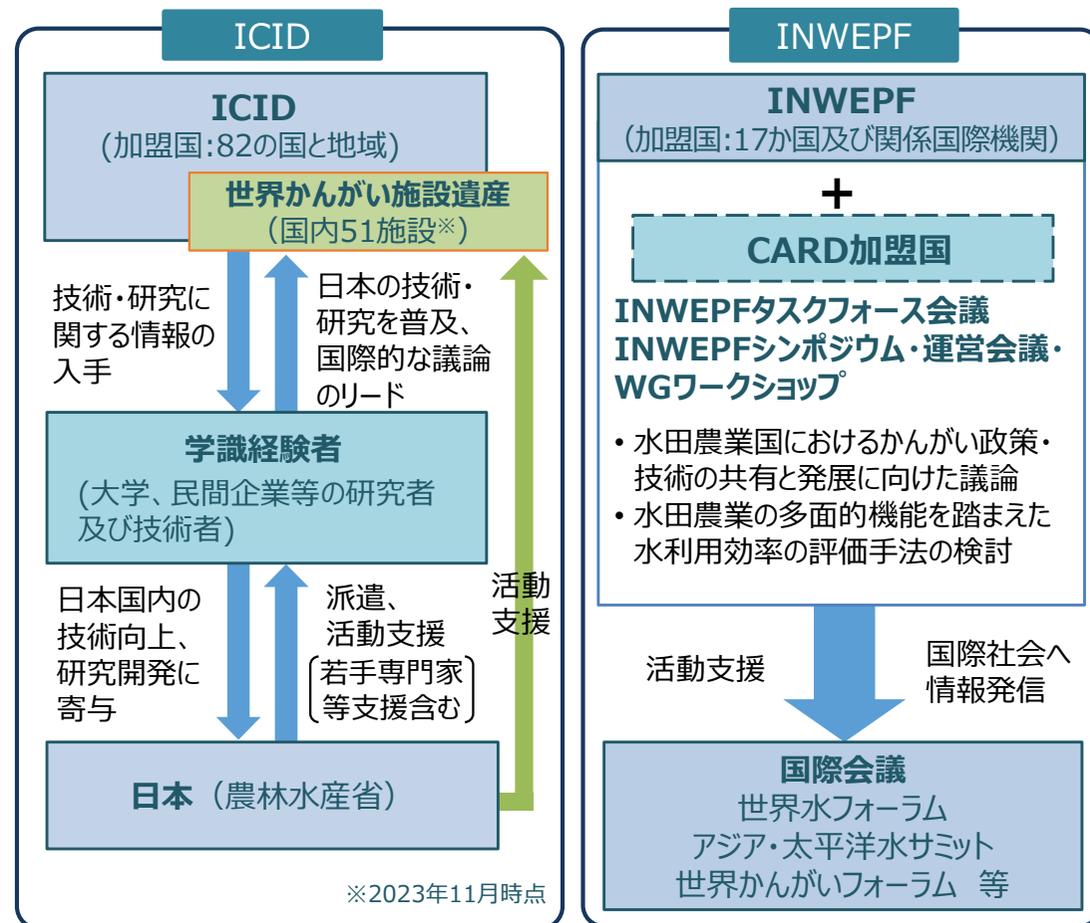
- ① 日本国内委員や若手技術者のICID国際執行理事会等への派遣、日本国内委員会の開催、世界かんがい施設遺産PR活動、中堅・若手の国際専門家育成のための研究シーズ調査等、ICID日本国内委員会の活動及び運営を支援します。
- ② ICIDの枠組みを活用した最新の技術・研究の情報収集・発信を行います。特に、我が国の持続的なかんがい農業の特徴と、それを支える農業農村振興施策に関して、国際会議等で発表し、国際議論をリードします。

2. 国際水田・水環境ネットワーク活動支援

- ① INWEPF運営会議や作業部会等、INWEPFが行う活動に参画するとともに、議論のとりまとめ、他の国際会議への情報発信に係る活動を支援します。
- ② INWEPFの場を活用して、アジアモンスーン地域の水田農業に係る多面的機能の分析と水利用効率の評価手法を検討します。
- ③ INWEPFネットワークの更なる拡大に向けたCARD（アフリカ稲作振興のための共同体）諸国の専門家を招聘します。
- ④ 世界水フォーラム、世界かんがいフォーラム等へ参画し、持続的な農業用水の利用・管理の取組について情報発信を行います。

〔事業実施期間：令和6年度～令和8年度〕

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局設計課海外土地改良技術室（03-3595-6339）

【参考】 国際機関の概要（ICID及びINWEPF）



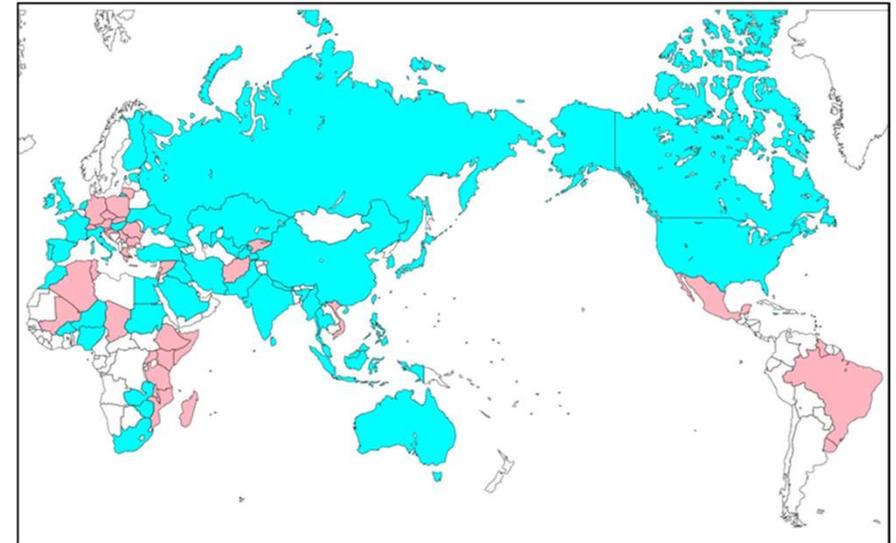
国際かんがい排水委員会（ICID：International Commission on Irrigation and Drainage）

ICID-CIID

- かんがい排水に係る科学的・技術的知見により、食料等の供給を世界規模で強化することを目的として1950年に設立された自発的非営利・非政府国際機関。
- 世界の82の国と地域が加盟し、各国は国内委員会を設置。我が国は1951年に閣議決定の上、加盟。

ICID Vision 2030（2015年10月ICID国際執行理事会採択）

- ・ 「持続可能な農村開発を通じた、貧困と飢餓から解放されたwater secure world（水供給が保証された世界）の実現」を目的とし、6つの組織目標（Goal）を設定。このうち、下記3目標に情報共有・能力開発の分野を掲げ強化。
 - 目標3. 情報、知識そして技術の交換を促進する。
 - 目標4. 学術間、部門間で横断的に関与できるようにする。
 - 目標6. 能力開発を促進する。
- ・ 2017年9月に策定されたアクションプランでは、YP（Young Professional）制度の活用を推進（YP制度：40歳未満の専門家に対し、会議参加費の減額や作業部会への参加資格を付与）。その後、2018年10月、アフリカYPフォーラムが設置。



加盟国

準加盟国

（2024年1月現在）



国際水田・水環境ネットワーク（INWEPF：International Network for Water and Ecosystem in Paddy Fields）

- 第3回世界水フォーラム（2003年3月京都）の一環として開催された「水と食と農」大臣会議を契機に、我が国が主導して創設した水田農業・水環境に関する国際ネットワーク。（2004年11月設立）
- 上記大臣会議で採択された3つの挑戦「食料安全保障と貧困軽減」、「持続可能な水利用」及び「パートナーシップ」の具現化を目的とする。

- ・ メンバー国：日本、韓国、中国、マレーシア、カンボジア、スリランカ、ネパール、タイ、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、フィリピン、ラオス、バングラディシュ、エジプト、インド、パキスタン（17か国）
- ・ 関係国際機関：FAO、IWMI（国際水管理研究所）、MRC（メコン河委員会）等



36 農村環境整備・省エネルギー化対策検討事業

【令和7年度予算概算決定額 13（－）百万円】

<対策のポイント>

アジアモンスーン地域における強靱で持続可能な農業・食料システムの構築に向け、「農村環境整備」及び農業水利施設の「省エネルギー化対策」の観点から、我が国の技術を活用した農村振興施策の展開を促進するとともに、アジアモンスーン地域における農村振興のあり方を検討します。

<事業目標>

アジアモンスーン地域における持続的な食料システムのモデル展開（1件以上〔令和9年度まで〕）

<事業の内容>

アジアモンスーン地域の農村部では、農村環境整備の遅れや農業水利施設の運転経費の増加が課題となっています。

このため、「農村環境整備」及び農業水利施設の「省エネルギー化対策」の観点から、我が国の技術を活用した農村振興施策の展開による課題解決を目指し、下記の取組を行います。

- ① 我が国が有する営農飲雑用水、農道整備等に関する技術を活用した「農村環境整備」について、現地での適用方針を検討します。
- ② 我が国で取り組んでいる農業水利施設におけるハード・ソフト両面からの省エネルギー化、小水力発電等の再生可能エネルギー導入等に関する技術を活用した「省エネルギー化対策」について、現地での実証調査を行います。
- ③ 「農村環境整備」及び農業水利施設の「省エネルギー化対策」を通じた、アジアモンスーン地域における農村振興のあり方を検討します。

〔 事業実施期間：令和7年度～令和9年度 〕

<事業の流れ>



<事業イメージ>

我が国の技術を活用した農村振興施策

農村環境整備



営農飲雑用水の整備



農道の整備



市場の整備

省エネルギー化対策



高効率モーターへの更新



小水力発電



太陽光発電

アジアモンスーン地域で展開

期待される効果

- ・アジアモンスーン地域の農村部が抱える社会・経済課題の解決に寄与
- ・アジアモンスーン地域における農業・農村の持続性を確保
- ・我が国が有する優れたインフラ技術・製品の海外展開を促進

【お問い合わせ先】 農村振興局設計課海外土地改良技術室（03-3595-6339）

37 農業農村開発技術交流事業

【令和7年度予算概算決定額 17（17）百万円】

<対策のポイント>

開発途上国との農業農村開発分野に関する技術交流を通じて、各国における安定した食料システムの構築と気候変動に適応した地域づくりに貢献するとともに、我が国民間企業の海外展開を促進します。

<事業目標>

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルについて発信し、国際ルールメイキングに参画（3件以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

我が国と開発途上国との農業大臣会合等のハイレベル会合における合意に基づき、農業農村開発分野に関する協力を推進するための交流を行ってきたところ。

引き続き、これらの国々との友好関係を継続し、対象国の政策的・技術的課題の解決を図るとともに、我が国の農業農村開発施策及び技術・製品の海外展開等を促進するため、以下の取組を行います。

アジアの開発途上国と農業農村開発分野に関する技術交流（政策対話、技術対話）を行い、各国が抱える農業農村開発技術に関する課題の把握を行うとともに、課題の解決に資するべく、我が国の施策や技術・製品等について、相手国政府に情報提供します。

〔事業実施期間：令和5年度～令和7年度〕

<事業イメージ>

技術交流の実施

日本と開発途上国において、官民を交えた技術交流を行うことにより、相手国の課題・ニーズを把握し、我が国の有する優れた農業農村開発技術の普及促進を行う。



ベトナムとの協力覚書締結



インドネシアとの技術交流



タイとの技術交流



アジアの開発途上国において、**持続的な食料システムの構築と各国・地域が抱える農業農村開発に関する課題の解決**に貢献するとともに、**我が国の農業農村開発施策及び技術・製品の海外展開**を促進する。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局設計課海外土地改良技術室（03-3595-6339）

<対策のポイント>

アジア・アフリカの開発途上国において、それぞれの国・地域の課題解決に貢献するため、我が国のかんがい排水分野を中心とする先進技術を活用し、農業農村開発を通じた課題解決及び我が国民間企業の海外展開を促進します。

<事業目標>

アジア・アフリカ地域における持続的な食料システムのモデル展開（3件以上〔令和10年度まで〕）

<事業の内容>

1. グローバルサウスの農業水利施設維持管理手法構築支援 21(一)百万円

南アジアの後発途上国において、主要産業である農業の継続・発展には、老朽化した農業水利施設の中長期的かつ効率的な維持管理が必要不可欠であるため、我が国のストックマネジメントに係る知見・技術を活用し、現地に適した農業水利施設の維持管理手法の構築を支援します。

2. アフリカ等における本邦企業の展開拠点ほ場整備の支援 34(34)百万円

農業関連の本邦企業のアフリカ等への進出を支援するため、我が国の優れた農業技術を現地で実演する展示ほ場を農業基盤整備により造成します。

3. アフリカにおける持続可能な食料生産システム構築支援 35(一)百万円

アフリカにおける①CARDの米生産量倍増目標（2019年～2030年）の達成、②小規模農家の所得向上に資する市場志向型農業導入のための畑地かんがい技術の開発を支援します。また、③農業分野における気候変動への適応力向上のため、我が国のかんがいに関する知見を活用した現地適用技術の開発・普及、小規模かんがい施設の開発、効率的な水利用の推進、水利組合の運営強化等を支援します。

事業実施期間： 1、3の事業 令和7年度～令和10年度
2の事業 令和4年度～令和7年度

<事業の流れ>



<事業イメージ>

グローバルサウスの農業水利施設維持管理手法構築支援

<課題>

農業水利施設の維持管理不足による施設の劣化
→適切な維持管理手法の構築が必要



農業水利施設の劣化

維持管理手法の構築



アフリカ等における本邦企業の展開拠点ほ場整備の支援

<課題>

欧州や中国・韓国と比べて、本邦企業のアフリカ等への進出は出遅れている状況
→我が国の優れた技術を現地で実演し、展開促進



展示ほ場の設置



技術の実証・展示

農業技術・資材の売り込み

農業農村開発技術(かんがい排水技術等)

農業機械

農薬・肥料

加工・流通設備等

アフリカにおける持続可能な食料生産システム構築支援

<課題>

・農業基盤の未整備や非効率な水利用により、米の作付け面積拡大を阻害
・市場の志向を意識しない収益性の低い農業生産
・水源不足による干ばつ被害



水田の排水改良



市場ニーズに応じた作付作物の導入



循環かんがいの開発

39 アジアモンスーン地域の農業農村開発を通じた気候変動対策推進事業

【令和7年度予算概算決定額 25（25）百万円】

<対策のポイント>

熊本水イニシアティブに基づき、アジアモンスーン地域において、農業用排水施設の整備や高度な運用等を通じて、農業農村開発分野における課題の解決を図るとともに、気候変動適応策と緩和策を両立した「質の高いインフラ」の整備を行います。

<事業目標>

アジアモンスーン地域における持続的な食料システムのモデル展開（1件以上 [令和8年度まで]）

<事業の内容>

2022年4月に開催された第4回アジア・太平洋水サミットにおいて、岸田総理から「熊本水イニシアティブ」が発表されました。

熊本水イニシアティブでは、農業農村開発分野においても、農業用排水施設の整備や、水田の雨水貯留機能の活用を通じた農村の湛水被害軽減による気候変動適応策と、農業用排水施設を活用した小水力発電やICT技術を活用した高度な栽培管理を可能とする農業用水管理システムの導入を通じた温室効果ガスの抑制による気候変動緩和策の両方を実現することとしています。

そのため、本事業では以下の取組を行います。

- ① アジアモンスーン地域の各国において実施されている農業農村開発関連の気候変動対策を幅広く把握するとともに、緩和策及び適応策の新たな導入により相乗効果が見込まれる地域及び手法について検討します。
- ② 上記の検討結果を活用し、現地実証調査を行うとともに、その効果について、ワークショップ等を開催することにより、アジアモンスーン地域の各国に共有し、同地域の持続的な食料システムの構築に貢献します。

〔事業実施期間：令和5年度～令和8年度〕

<事業の流れ>



<事業イメージ>



ベトナム



カンボジア



ラオス

アジアモンスーン地域に位置する国々において、気候変動に対する適応策と緩和策を組み合わせた農業農村開発を展開。

案件例

○気候変動適応策

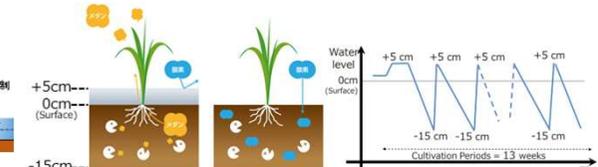
～水田の雨水貯留機能の活用～



落水口に流出量を抑制する樹等を設置し、湛水被害リスクを低減

○気候変動緩和策

～間断かんがい手法の導入による温室効果ガス排出削減～



農地を好氣的な条件下におくことでメタン発生を抑制

同じ事業対象エリアにおいて実施することにより、気候変動に対する適応策と緩和策の両面で相乗効果を発揮させる。

<対策のポイント>

我が国の民間企業等が途上国での森林プロジェクトに参入するために必要な環境の整備を図ることにより、民間事業者による森林の保全・再生の取組を促すことで、我が国の排出削減目標の達成及びパリ協定で掲げられた「カーボンニュートラル」の実現に貢献します。

<政策目標>

- JCMの森林案件（REDD+、植林）の形成（2件〔令和9年度まで〕）（※JCM：二国間クレジット制度）
- 民間企業等による途上国の森林づくり活動の事例において貢献度を表す指標を新たに活用（5件以上〔令和8年度まで〕）
- 民間事業者が途上国での植林を通じカーボンクレジットを創出する上で有効な実施手法の開発・普及（5件以上〔令和11年度まで〕）

<事業の全体像>

途上国森林プロジェクト連携推進事業

（目指すべき姿）

- ・民間事業者によりJCM森林案件が実施され、気候変動緩和及び我が国の削減目標達成に貢献

（現状と課題）

- ・JCM森林案件に対する民間事業者及びJCMパートナー国からの関心が高まる一方、COP等の議論をガイドラインに反映させつつ、新規合意や改訂に向けパートナー国との協議を実施する必要。
- ・民間事業者のJCM森林分野に関する制度面・技術面についての更なる理解促進が必要。



（対策）

- ・国際的議論を踏まえてのガイドラインの整備・改善、パートナー国との協議を進めるためのワークショップの開催、JCM森林案件を検討する民間事業者への助言や案件形成のための現地調査等を実施。

途上国森林づくり活動貢献可視化事業

（目指すべき姿）

- ・途上国において民間企業等による森林づくり活動が増加・拡大し、森林減少の抑制に貢献

（現状と課題）

- ・民間企業等による森林づくり活動は、気候変動や社会課題への貢献度合いを表す手法が確立しておらず、また今後、民間企業等に対し生物多様性に配慮した情報開示が求められていく中、知見が不足。
- ・途上国では、植林や森林経営のための資金や吸収量・成長量等の基礎データが不足。



（対策）

- ・途上国での民間企業等による植林活動等の貢献の可視化手法を開発・普及するとともに、生物多様性に配慮した情報開示の手法を検討し先行事例を提示。

途上国森林再生促進事業

（目指すべき姿）

- ・民間事業者が植林を通じてカーボンクレジット創出のプロジェクトを適切かつ効果的・効率的に実施することが可能になり、途上国における森林再生を促進

（現状と課題）

- ・植林を通じたカーボンクレジット創出に民間事業者の関心が集まる一方、森林の有する特性から、持続性の確保やセーフガードなどに対応する必要。

（対策）

- ・民間事業者が植林によりカーボンクレジットを創出する際の技術的課題を把握・整理するとともに、実証調査等を通じ有効な実施手法を検討・提示する。



民間事業者による森林の保全・再生の取組を促進

我が国の排出削減目標達成、パリ協定の「カーボンニュートラル」の実現に貢献

40-1 国際林業協力事業のうち 途上国森林プロジェクト連携推進事業

【令和7年度予算概算決定額 28（-）百万円】

<対策のポイント>

- 我が国が推進する二国間クレジット制度（JCM）の森林分野（REDD+、植林）について、国際的な議論動向をガイドラインに適切に反映するとともに、パートナー国の拡大に向けた二国間協議や、そのための官民ワークショップの開催、民間事業者に対する助言や現地調査の支援等を実施することで、民間事業者によるJCM森林案件の実施を促進します。

<事業目標>

- JCM森林案件の形成（2件 [令和9年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国際的な議論への参画及びJCM森林分野のガイドラインの整備

- パリ協定6条に係る各種会合に参画し、**パリ協定の実施ルール等に我が国の考えが適切に反映されるよう対応**します。
- パリ協定6条の実施ルールや国際的な議論の動向を踏まえ、**JCM森林分野のガイドラインの改訂**を検討します。

2. JCM森林分野のパートナー国拡大及び民間事業者の支援

- JCM森林分野のパートナー国拡大に向けた**二国間協議の実施**や、相手国の理解を促すための**官民ワークショップの開催**等を行います。
- JCM森林案件を検討する民間事業者が提案書（方法論や事業計画等）を適切に作成できるよう、**民間事業者への助言や相談対応、説明会の開催**等を行います。また**新規案件の形成に向けた現地調査**を実施します。

3. 気候変動の議論や海外の森林案件の動向にかかる調査・情報収集

- 1や2に資するため、気候変動枠組条約締約国会議（COP）等の**国際的議論**や、**森林プロジェクトの動向**、JCM森林分野を取り巻く国内外の**各種制度等**についての**最新動向を調査・分析**します。

(現状と課題)

- ・民間事業者及びJCMパートナー国から、JCM森林案件への関心の高まり。
- ・2021年以降のJCM森林案件を対象にした、パリ協定6条に沿った新ガイドラインについて、新規合意または改定に向けパートナー国との協議が必要。
- ・民間事業者のJCM森林分野に関する制度面・技術面での理解の促進。

(事業内容)

JCM森林分野の ガイドラインの整備等

- パリ協定6条の実施に関する議論（COP等）への参画
- 国際的な動向を踏まえたガイドラインの改訂

JCM森林分野のパートナー国拡大、 民間事業者の支援

- パートナー国との協議実施、官民ワークショップの開催
- 案件検討中の民間事業者への支援(助言、現地調査)



調査・ 情報収集

- 国際的な議論への対応やJCM森林案件の推進に資するため、森林プロジェクトや国内外の各種制度の動向等を調査

民間事業者によりJCM森林案件が実施され、
気候変動緩和及び我が国の削減目標達成に貢献

<事業の流れ>



40-2 国際林業協力事業のうち 途上国森林づくり活動貢献可視化事業

【令和7年度予算概算決定額 31 (31) 百万円】

<対策のポイント>

- 途上国における民間企業等の森林づくり活動の貢献度を環境・社会面から可視化する手法を開発し、貢献度の可視化に役立つ普及ツールを構築するとともに、生物多様性に配慮した情報の開示等の手法の検討に取り組むことにより、ESG投資の呼び込みへつなげ、民間企業等の活動参入・規模拡大を促進することで、途上国の森林減少・劣化の抑制に貢献します。

<事業目標>

- 民間企業等による途上国の森林づくり活動の事例において貢献度を表す指標を新たに活用（5件以上〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 森林づくり活動の可視化手法の開発

- ① 民間企業等の森林づくり活動において**貢献度を表す指標**（炭素の吸収量や生物多様性等）及び**活動の貢献度を高める技術**（将来推計や吸収量の向上に資する植栽方法等）について**情報を収集・整理し、それらを可視化する手法を検討**します。
- ② ①で整理した手法について、モデルケースとして**途上国での民間企業等による森林づくり活動の下で実証試験を行い、可視化の効果やコストの分析**を行います。また、**生物多様性に配慮した情報の開示等に関する手法を検討し**、森林づくりに取組む民間企業等が参照できる先行事例を提示します。
- ③ ②について、可視化の妥当性等を検証・審議するため、**有識者による技術検討委員会**を開催します。

2. 普及ツール等による情報発信

- 1で実施した実証試験の成果を踏まえ、
- ① 社会・環境への貢献可視化に役立つ**普及ツール**（情報集積サイト、ヘルプデスク）を構築します。
 - ② 民間企業等や途上国政府関係者等に向けて**セミナー等**を開催します。

<事業の流れ>



(現状・課題)

民間企業等

- ・植林等の森林づくり活動について、**気候変動等への貢献度を表す手法が確立しておらず**、活動の規模・案件拡大の障壁。
- ・活動の可視化手法（炭素計測等）の知見や経験が不足。

途上国

- ・**資金不足**により植林や森林の保全・管理が困難。
- ・育苗や植林等の**技術**、長期的な森林管理経営のための**生長量や吸収量等の基礎データが不足**。



(事業内容)

- ・森林づくり活動の**貢献度を表す指標等**を作成し、可視化の手法を検討。
- ・吸収量等の指標の**可視化を実証し**、可視化による効果やコストを分析。また生物多様性に配慮した情報の開示等に関する手法を検討。
- ・普及ツールを構築し、我が国の民間事業者や途上国等へ普及。

(期待される効果)

- ・ESG投資を呼び込み、民間企業等による途上国での植林活動等が増加
- ・生物多様性に配慮した情報開示についての**社会的要請**に対応
- ・途上国へ植林や炭素測定等の**技術を展開**



**途上国の森林減少を抑制し、
パリ協定の「カーボンニュートラル」に貢献。**

40-3 国際林業協力事業のうち 途上国森林再生促進事業

【令和7年度予算概算決定額 24（-）百万円】

<対策のポイント>

- 民間事業者が途上国での植林を通じ、カーボンクレジット創出を図るうえで、森林特有の技術的・社会的課題に対し、適切かつ効果的・効率的に実施するための手法を開発・提供することで、途上国における森林再生促進と気候変動対策に貢献します。

<事業目標>

- 民間事業者が途上国での植林を通じカーボンクレジットを創出する上で有効な実施手法の開発・普及（5件以上〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 植林によるカーボンクレジット創出にかかる技術的課題の把握

- 途上国での植林プロジェクトを対象とする**国際的なカーボンクレジットスキームに関する要件や事例の把握・整理**を行います。
- 途上国において植林を通じたカーボンクレジット創出を実施/検討している民間事業者からのヒアリング等により、プロジェクトを実施する際の課題を抽出します。

2. 効果的・効率的な植林プロジェクト実施手法の開発

- 1で特定した課題に対して、想定される実施手法やそれに要するコスト等を調査/試算し、**民間事業者が途上国での植林を通じてカーボンクレジットを創出するうえで有効な手法を検討**します。
- 検討した手法に対し、**現地実証等を行い、技術的側面からの検証**を行います。

3. 検討成果についての情報発信・普及

- 1、2で収集・整理した情報や開発した手法について、**ウェブサイトを作成し公表**すると共に、**セミナー開催等**を通じて、**成果の普及や理解醸成**を図ります。

現状と課題

- ・ 森林によるカーボンクレジット創出への民間の関心の高まり
- ・ 一方で、クレジット創出に際して森林特有の課題（持続性の確保やセーフガード対応等）が存在

技術的課題の把握・整理

カーボンクレジットスキームの調査



民間事業者からの聞き取り



想定される課題

- ・ 候補地抽出
- ・ 植林実施（樹種の選定、苗木の調達・管理等）
- ・ 炭素量計測
- ・ クレジットの持続性確保
- ・ セーフガード

- 効果的・効率的な手法を検討

- コスト等を試算

実証調査



ウェブサイトやセミナー等による情報発信

民間事業者が適切かつ効果的・効率的にプロジェクトを実施することが可能になり、途上国における森林再生を促進

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁計画課海外林業協力室（03-3591-8449）

41 国際漁業振興協力事業

【令和7年度予算概算決定額 565（625）百万円】

（令和6年度補正予算額（太平洋島嶼国持続的漁業推進緊急支援事業） 120百万円）

<対策のポイント>

相手国のニーズに応じたきめ細かい漁業協力を積極的かつ迅速に実施することにより、我が国の漁船の海外漁場における操業を確保します。

<政策目標>

海外漁場における我が国の漁船の漁業活動の維持

（海外漁場で操業する海外まき網漁業の漁船数（許可隻数）の維持 30隻 [令和6年度] →30隻 [令和10年度]）

<事業の内容>

A：ニーズ発掘・案件形成

①. 水産開発調査事業

太平洋島嶼国など水産外交上重要な国において、水産分野における民間投資促進や産業育成につながる漁業協力を行うために必要な基礎情報収集、個別課題の抽出等を実施します。

②. 水産物持続的利用推進支援事業

①で得られた情報等を踏まえ、太平洋島嶼国など水産外交上重要な国において、「漁村の拠点整備」、「海洋環境保全の取組」など、産業育成やコミュニティの強靱性・福祉向上に資する総合的な取組に対する技術的助言及び協力案件形成の提案を実施します。

B：具体的取組支援

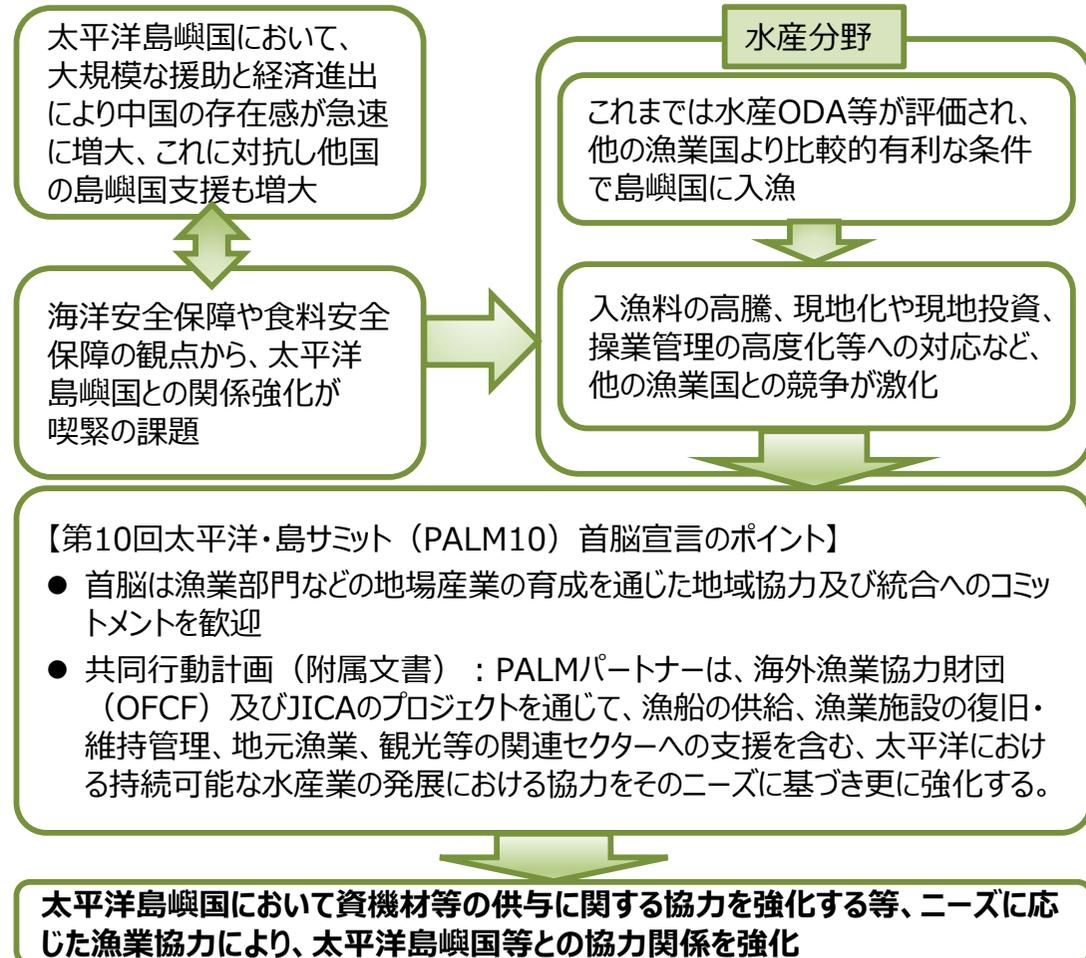
海外漁業協力強化推進事業

我が国と入漁等の関係がある沿岸国の要請に応え、研修を通じた漁船員や水産行政官・研究者等の人材育成、日本人専門家による水産業の開発・振興のための技術普及及び製氷機・冷凍機・発電機等の水産関連施設の機能の回復等に関する支援を行います。

太平洋島嶼国持続的漁業推進緊急支援事業

我が国と入漁協定を締結している太平洋島嶼国のニーズを踏まえ、漁具や船外機、製氷機、漁獲物運搬用のトラック等の水産関係の資機材等を供与するとともに、当該漁業施設等の適切な使用・維持管理等に関する技術指導を実施します。

<事業イメージ>



太平洋島嶼国において資機材等の供与に関する協力を強化する等、ニーズに応じた漁業協力により、太平洋島嶼国等との協力関係を強化

【お問い合わせ先】 水産庁国際課（03-6744-2366）

<事業の流れ>

